

# こども食堂の支援を通じて、 誰も取りこぼさない社会をつくる。

認定NPO法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ

理事長

三島理恵



# ① 寄附者／委託者の寄附ニーズ

## ■ 寄付に対する不安感

寄付をしなかった人だけでなく、過去1年間に金銭寄付をした人の間でも、7割以上が不安感をもっている

## ■ 遺贈寄付の問合せ増

包括遺贈のニーズ高く、問合せ件数は1.6倍（2024年度実績）

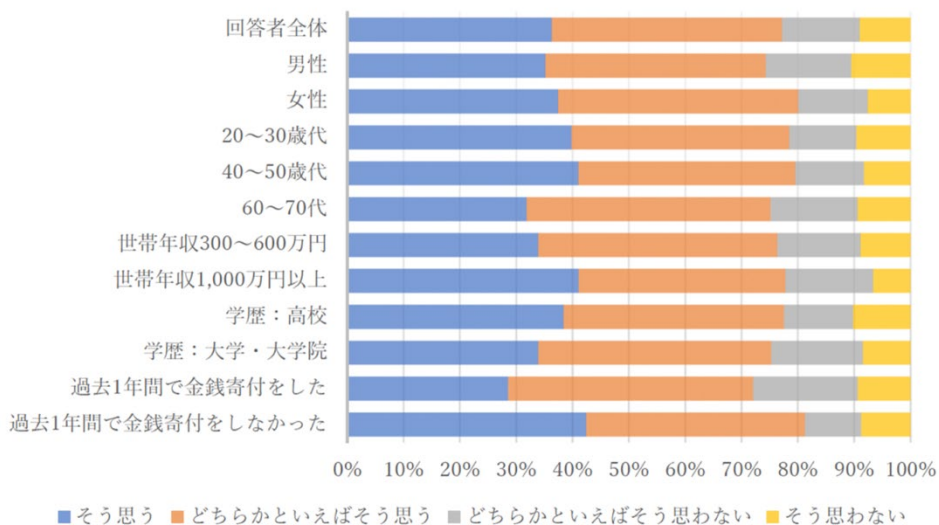
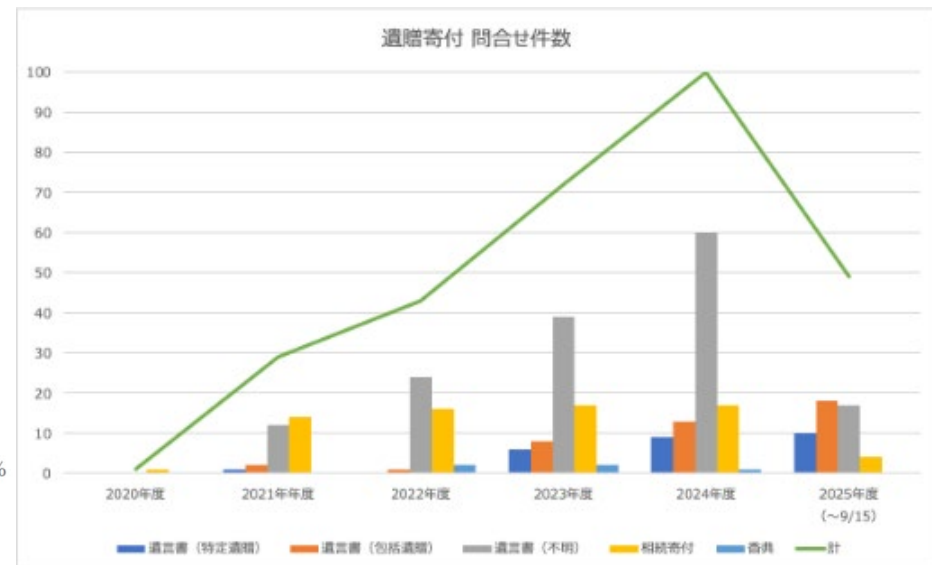


図1 寄付に対する不安感の現状

出所：「全国寄付実態調査」（2021年2月～3月実施、インターネット

モニター調査）より筆者作成。

<https://nippon-donation.org/papers/594/>



むすびえ遺贈寄付に関する問合せの件数の推移

# ① 寄附者／委託者の寄附の思い



- 80代、男性。相続人はいない。
- 子ども時代の頃の経験。
- ご近所の一家にお世話になったが、恩返しができなかった。
- マンスリーサポーターから遺贈寄付へ。
- こども食堂の必要性和今後への期待。
- 子どもも親も何も気にしないで参加できる、そんな場所が増えていくことを願う。

<https://musubie.org/support/legacy/journey-2>



- 80代、男性。
- 亡き兄が体験したことをもとに兄の思いをつなげたかった。
- 自分が幸せだと思える世界の裏には戦争や辛い思いをしている人たちが沢山いる。それを自分ごととして捉える意志を持つことが大切だと思う。
- むすびえのような小さなスケールなら本当に役に立ったと実感できると考えた。
- 支援を受けた子どもたちが、将来支援する側になっていったら良いと思う

<https://musubie.org/support/legacy/journey-3>



- 60代、女性。
- こども食堂という活動を始めて知ってまた数年。最初はなんとボランティア精神旺盛な方々がおられることかと思いましたが、各地に広がっていき、これだけ支援を必要としている子どもたちが多いということなんだと再認識させられました。
- 私の援助で少しでも役に立つのであれば嬉しいと思います。
- 日々の当たり前の生活が笑顔で過ごせる一助となりますよう。

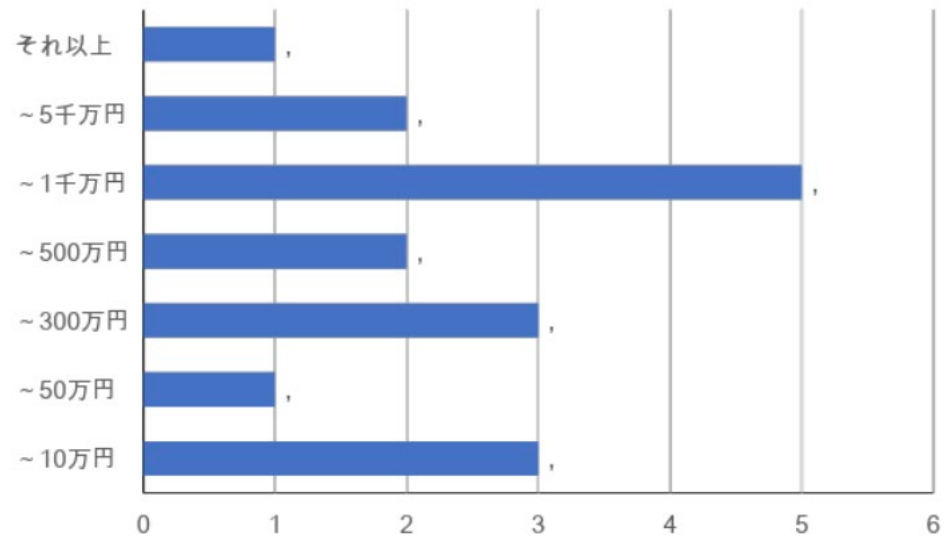
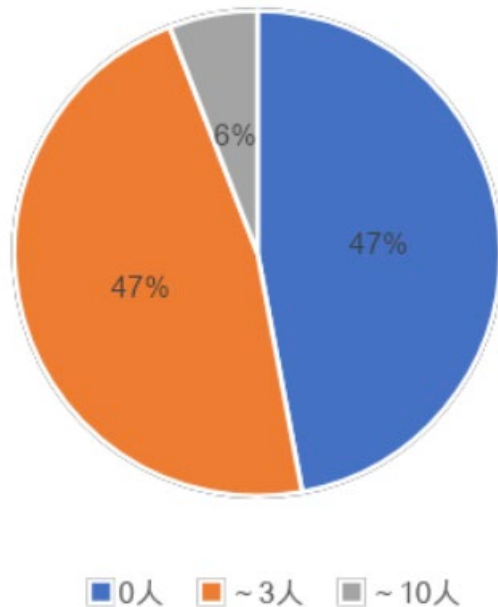
## ②受託者団体の資金調達・活動の課題

### ■ 体制・専門性のある職員の確保の課題

こども食堂支援に直接的にかかわっている有給職員数は、0人が半数。

### ■ 財務基盤強化の課題

こども食堂支援の予算規模としては、500～1千万が最も多い。約3割。



2022年度三菱財団社会福祉事業・研究助成事業「こども食堂の地域ネットワーク団体に関する調査」結果

## ②受託者団体の活動状況と課題

### 行政とネットワーク（NPO）に力があり 関係良好

- 県域でのトップ層がこども食堂への理解があり、情報連携、政策提案などができる関係性。
- こども食堂の立ち上げ相談、マニュアル、Webサイトなどがまとめられ、情報発信も強化している。
- 市町村域との関係構築、ネットワーク形成への課題。

### ネットワーク（NPO）が主導。頑張っている。

- ネットワーク団体の活動量が多い。中間支援機能だけでなく、市域のキーパーソン等と連携した食支援活動など直接支援も行う。
- ネットワークのリーダーの意欲。
- 他県のネットワークとの情報連携も意欲的。
- 行政や企業の巻き込みが課題
- 管理や経営体制の強化と仕組みが課題

### ネットワーク（NPO）は弱い 企業が盛り立てている

- ネットワークは地域ごとの特性を重視。各地域のキーマンとの関係構築を頑張っている。
- 地元メディアが「こども食堂応援プロジェクト」を立ち上げ、情報発信、資金調達を行なっている。
- こども食堂同士の交流を大事にし、フードバンク機能などももつ。
- 基盤整備・行政連携は課題。市町村域での支援のバラつき。

### 社会福祉協議会が頑張っている。

- こども食堂同士の交流促進や活動情報、Webサイトなどがまとまっている
- 企業等からの食材等をこども食堂に提供。
- 地域福祉活動の推進、困窮者支援、居場所づくりなどの目的。
- 事業化（予算化）されているところ、されていないところがある。
- 行政の理解がないと進みにくい。柔軟性のある独自財源が確保しにくい。

## ②受託者団体の活動と組織規模イメージ

内部資料「伴走支援基金 助成コース」

### □ 互助活動

- ① 個別相談
- ② 運営者交流（励まし合い）
- ③ 情報共有

### □ 事業（例示）

- ① 新規開設支援（相談・講座）
- ② 物資受入・分配・配送
- ③ 研修会
- ④ ボランティア相談
- ⑤ 寄付集め
- ⑥ 資金分配（助成）
- ⑦ 行政交渉
- ⑧ 企業連携
- ⑨ 支援者対応（報告）
- ⑩ 地域理解の促進（啓発活動）  
/報道対応
- ⑪ 地域の居場所づくり支援（立ち  
上がっていない地域へのアプロ  
ーチ）
- ⑫ 支援企業の開拓
- ⑬ 他機関/学校等との連携構築
- ⑭ 地域課題の分析と解決に向けた  
戦略構築
- ⑮ 地域戦略の実践

### 互助活動を中心とし、事業は他団体が担う

**B**コース

互助活動

事業

互助活動  
事業の一部

事業の一部

目安

財源規模0円～1000万円  
有償ボランティア0～2人

### 休眠預金実行団体になれるような体力を自ら構築

**A**コース

互助活動



事業  
たとえば①～⑫

目安

財源規模1000万円～5000万円  
有給スタッフ2～10人

### 休眠預金資金分配団体になれるような体力を自ら構築

**A'**

互助活動



事業  
たとえば①～⑮

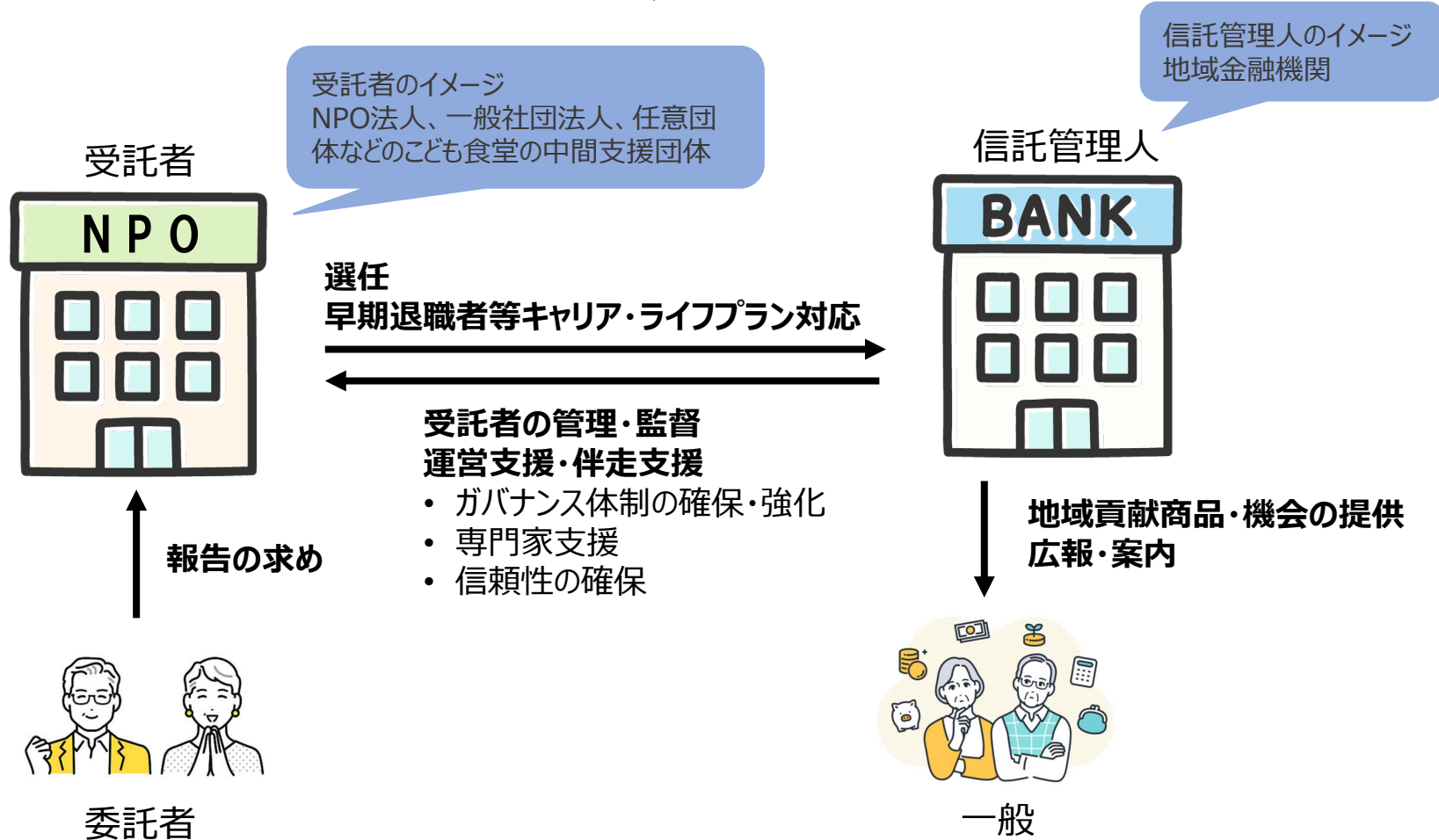
目安

財源規模（目安）5000万円以上  
有給スタッフ10人以上

### ③想定される事業案と体制

#### 「地域金融機関と中間支援団体との連携による資源の地域循環モデル」

- 中間支援団体の基盤強化
- こども食堂・フードバンク・ネットワーク拠点・機能拡充



## ④ 展開可能性や難易度を踏まえた事業案の評価

### 認知向上が必須

#### 委託者

安心して社会貢献できる機会 ◎

- 第三者による運営で信頼性を担保した社会貢献、地域貢献の機会。自らの思いを「形」にできる
- 中長期的な社会貢献の機会。社会的インパクトや活動による変化を実感することができる
- 地域や活動テーマへの理解や協働のきっかけにもなりうる

#### 受託者

こども食堂の中間支援団体を想定

組織成長の機会にはなるが、受入れの基盤づくりは必要 △

- 中長期的な組織基盤強化につなげられる
- 不動産などの現物のみでは、受け入れの難易度はある。改修や・維持、管理経費などの資金調達の課題。法人からの負担は避けたい。
- 申請や受け入れに関する体制構築の課題

#### 信託管理人

地域金融機関を想定

顧客への地域貢献機会の提供などにはなるが、法人としての価値づけは必要 △

- 委託者になりうる人のニーズや要望が必要。地域貢献へのコミットメントやサービス展開も
- 制度及びNPOや公益活動への理解と日頃からの協力関係があることが望ましい
- 早期退職者等のキャリアプラン・ライフプランへの対応など、法人としての意味づけ・価値づけは必要

## ⑤ 検討を通じての不明点や意見、感想など

- ✓ 改めて社会的には意味がある制度改正だと理解。多様な社会参加の機会にもなりうる。良い事例を作っていきたい。認知向上に向けても皆さんと協力して取り組みたい。
- ✓ 「こども食堂」業界に取って、活動がしやすい地域環境を作っていくための機会につなげたい。特に、中間支援団体の基盤強化や地域連携の強化につなげられると良い。
- ✓ 一方で、受け入れるための中間支援団体の基盤構築も必要になってくる。専門家等による伴走支援体制の構築が必要。
- ✓ 金融機関等の公益活動への理解促進・さらなる具体的な活動の機会にもつなげたい
- ✓ 今回、地域金融機関との連携の事業案を作成したが、むすびえが専門家チームを構築して、伴走するスキームも考えられる。
- ✓ ノウハウや情報収集・ナレッジ共有も可能に。内閣府へも期待。

# 公益信託ワークショップ 第2回 発表資料

新しい公益信託を活用した事業計画案

一般財団法人ちくご川コミュニティ財団  
2025年09月19日

# 内容

- ① 寄附者／委託者の寄附ニーズ（ヒアリング要約）
- ② 受託者団体の資金調達・活動の課題
- ③ 想定される事業案と体制（ステップ設計・連携含む）
- ④ 展開可能性や難易度を踏まえた評価（ロードマップ付）
- ⑤ 検討を通じての不明点・意見（要確認事項）

# ① 寄附者／委託者の寄附ニーズ（ヒアリング要約）

過去の寄付者の意向、新規でのヒアリング（個人1、金融機関1）より抽出

- 冠基金 vs 公益信託
  - － 手続き簡便・柔軟性は冠基金が合致。
  - － 一方、寄附抵抗がある層には『公益信託』の形式が心理的ハードルを下げうる。
- 信頼・安心
  - － 受託者への信頼性不安。第三者の信託管理人がいると安心。
- 費用感
  - － 信託報酬が高く事業原資が減ることへの抵抗。費用対効果の見える化が必要。
- 信託財産の形
  - － 現物（物品・不動産）の可能性が高い。終活で物の処理に困る声が多い。
- 潜在的委託者
  - － 子どものいない資産家女性。終末期に複雑な手続きは困難 → 早期設計支援が重要。
  - － 既に弊財団の寄付者である医療法人等
- 行動喚起
  - － 寄付について知人・周囲に『動いてほしい』が難しい。公益信託の信頼性が背中を押す可能性。
- 金融機関・法人との連携
  - － 潜在的委託者の紹介が可能
  - － 金融機関が委託者になる可能性も？

# 寄付者／委託者像

- パターン1: 個人

- 筑後川関係地域(福岡県全域、佐賀県東部、大分県日田市、熊本県北部)に在住
- 子どもがいない70～80代の女性(配偶者死亡)
- 社会貢献意欲のある方
- 子ども好きな方
- 疾病により終末期(亜急性型、慢性型)にあり、自己の状態を受容できている方
- 西日本新聞の読者
- 信託財産額: 金銭にて1,000～2,000万円

- パターン2: 法人

- 弊財団に寄付をしている医療法人
- 小児科、児童精神科など子ども支援に関心の高い病院
- 終末期ケアを実施している病院

- パターン3: 金融機関

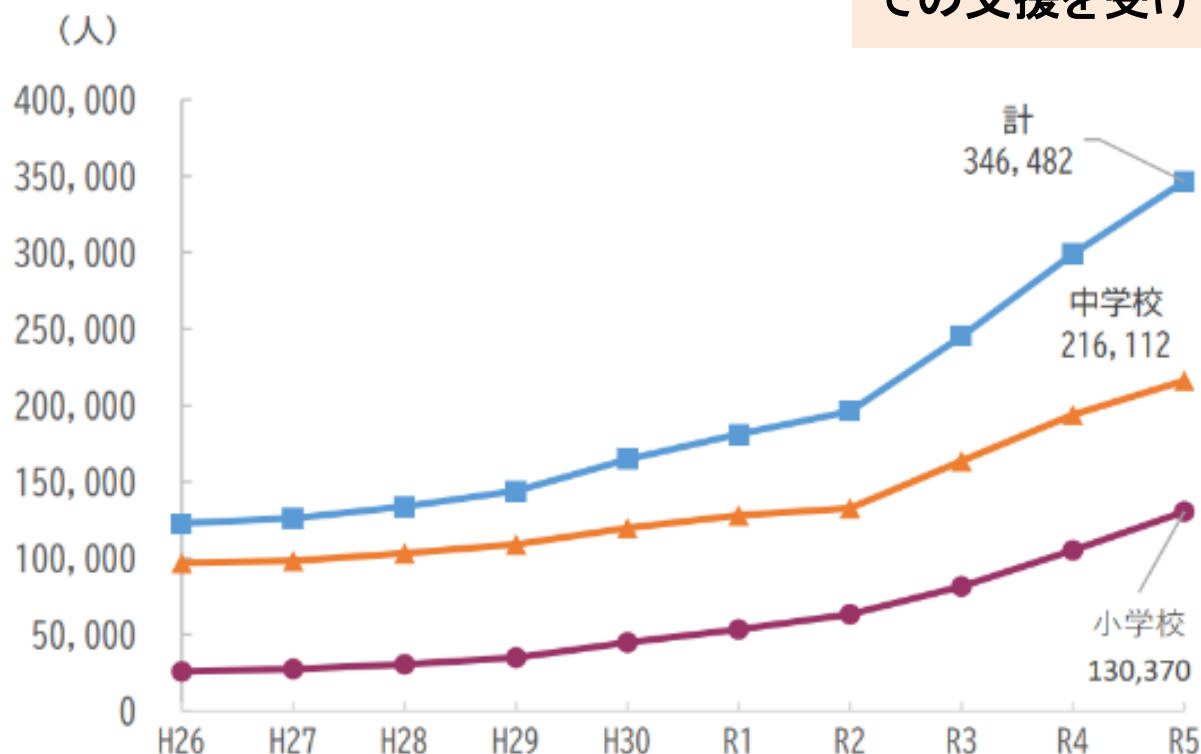
- 信用金庫、ろうきんなどの非営利系の金融機関
- NPO助成・融資などを実施している金融機関

## ② 受託者団体の資金調達・活動の課題

## 社会課題の詳述①：不登校に関わる課題の深刻さ（全国）

文部科学省によると2023年度、全国の小中学校で30日以上欠席した不登校の児童・生徒の数は**346,482人**（前年度299,048人）であり、**前年度から47,434人（15.9%）増加した**。**11年連続増加し、過去最多**の人数を更新している。

### 不登校児童生徒数の推移



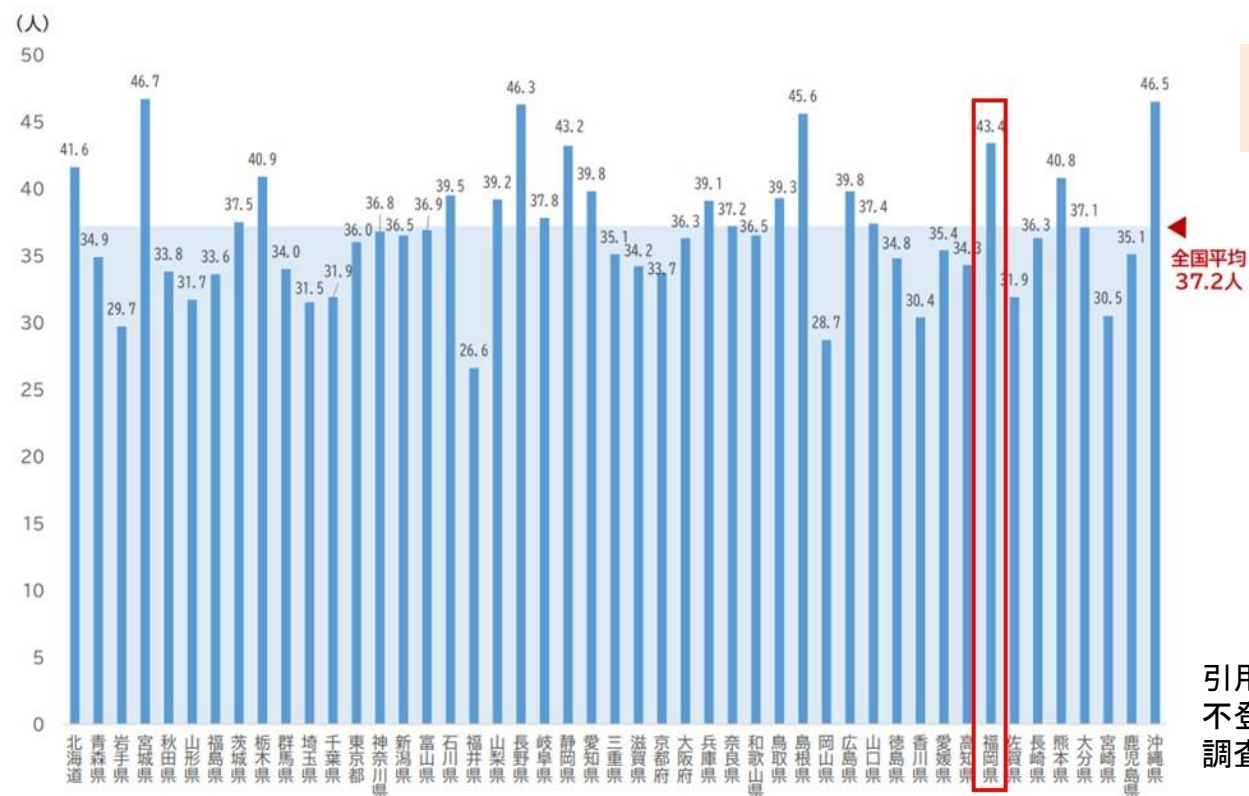
2023年度の不登校児童生徒のうち**38.8%（134,368人）**は学校内外での支援を受けていない

## 社会課題の詳述②：不登校に関わる課題の深刻さ（福岡県）

福岡県においても2023年度の不登校児童生徒は**18,148人**と**前年度から約3,000人増加し過去最多**。1000人当たり43.4人と全国平均の37.2人よりも**6.2人多い**（全国で5番目に多い）。

2020年度 of 福岡県内の不登校児童生徒のうち**小学校33%（1,094人）、中学校41%（2,561人）、合計3,655人（38.2%）**が学校内外での支援を受けていない

1,000人当たりの不登校児童生徒数



全国で5番目に多い

全国平均  
37.2人

引用元:令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

## 社会課題の詳述③：子どもや保護者、支援団体が抱える課題（定性評価）

当事者である子どもと保護者26組、不登校支援を行う5つの団体・組織へのインタビュー調査結果をコードマトリックス分析したところ、以下のような情報が得られた。

### ■ 子ども、保護者が抱える課題（一部）

- ・ゲームやYoutubeをずっとみて過ごし、昼夜逆転している
  - ・3人兄弟全員が不登校で家で過ごしており、兄弟の仲が悪くなっている。
- また、日中子どもが家にいるため、母親が働きに出かけられない。
- ・フリースクールの利用料(全国平均3万3千円/月)を払うのが難しく、利用回数を減らした
  - ・子どもに発達特性があり、合う人や場を見つけるのが難しい
- 家庭、フリースクール等、学校、行政、本人、連携、地域など7つの分野に関する課題が明らかとなった

### ■ 支援団体（フリースクール等）が抱える課題

- ・フリースクールの最適な経営方法がわからない
  - ・支援が上手いき、利用している子どもが元気になって学校復帰すると月謝収入が減
  - ・専属の会計担当者、もしくは会計の知識を持ったスタッフがいらない
  - ・本当は月謝を無料にしたいが、人件費などを考えると難しい
  - ・体験プログラムや学習のカリキュラムの手本となるものがない
  - ・待遇を上げることが難しく、人材確保ができない。採用したとしても定着しにくい。
  - ・地域住民に団体の活動や子ども達の現状について理解してもらうことが難しい
- 組織、事業、財源、環境整備に課題を抱えていることが分かった

### ③ 想定事業案：段階的アプローチ（ステップ1→2→3）

#### • ステップ1(2026-2027年)

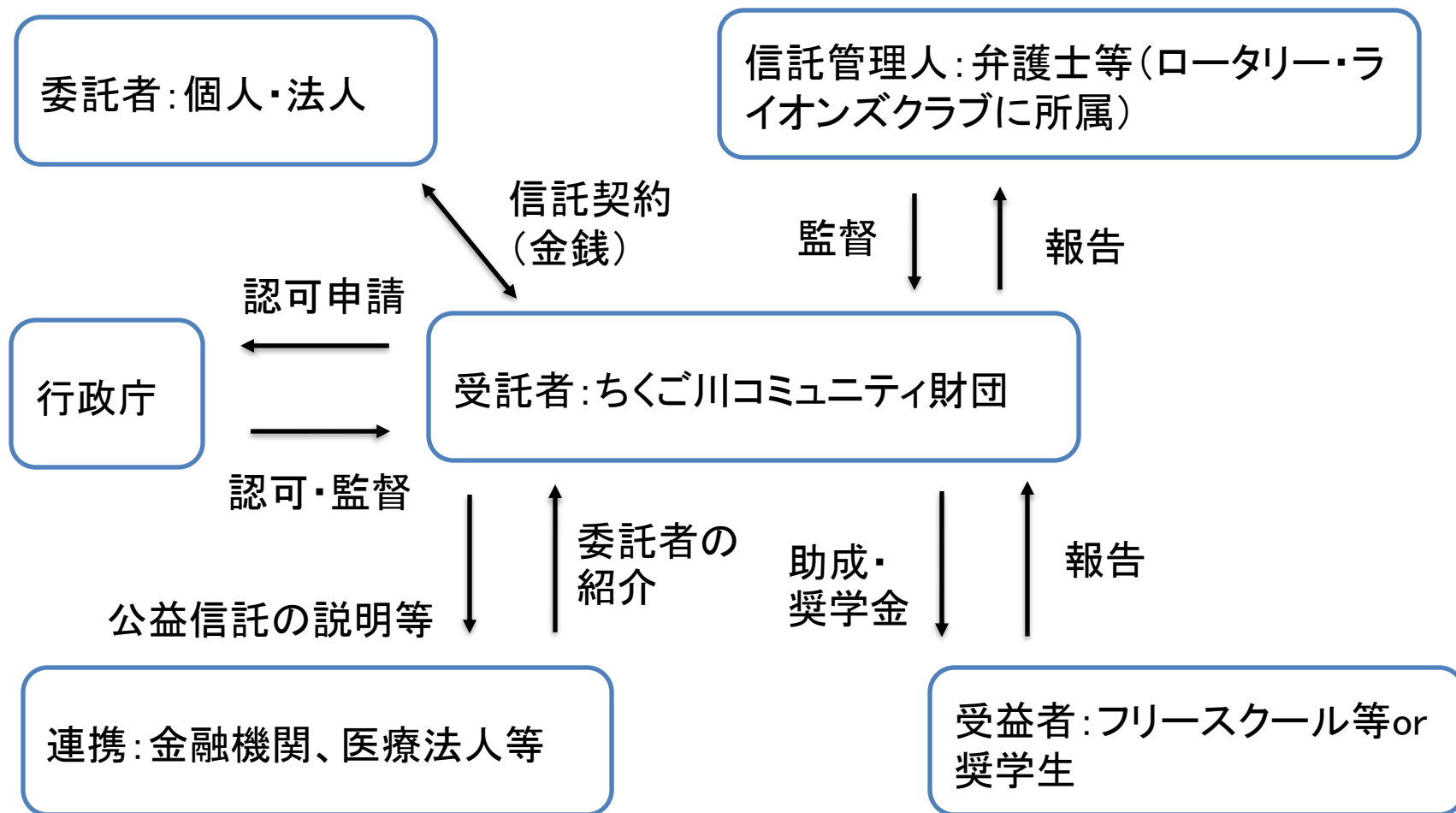
- ちくご川コミュニティ財団が受託者として公益事務を実施。
- 公益活動の内容：『多様な学び場応援基金』設立による①フリースクール等への助成 or ②不登校の子どもへの奨学金 ※信託財産の規模、委託者の意向で①か②を選択
- 休眠預金活用事業との連動（公益信託を出口戦略の一つとして位置付け）
- 自団体が公益事務に関するノウハウを蓄積
- 休眠預金活用事業のコンソーシアム構成団体、実行団体等が受託者になれるよう伴走支援。分野別の中間支援組織を育てる。
- 公益信託についての環境整備（理解・認知の拡大、受託者の育成等）

#### • ステップ2(2028年～)

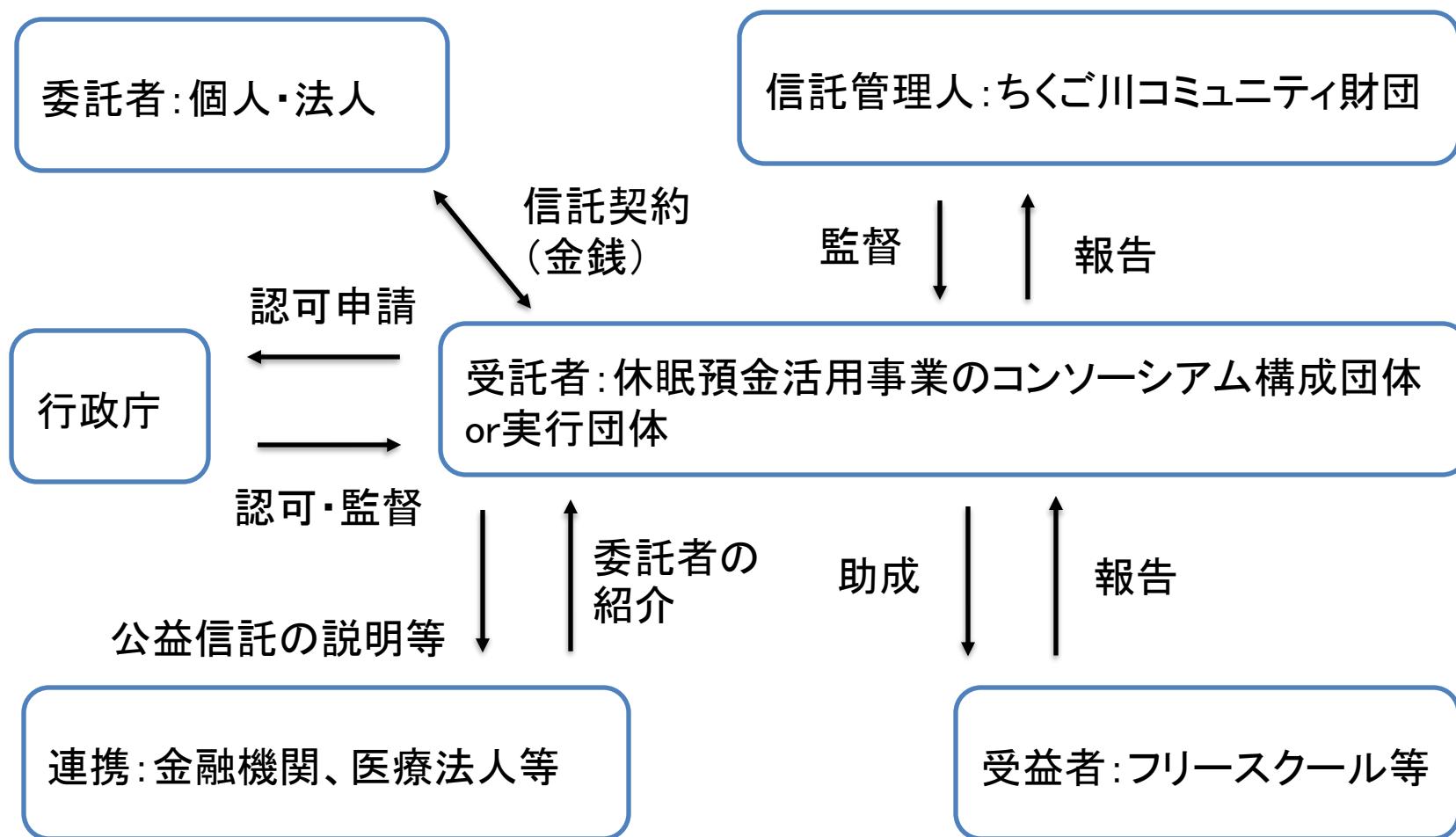
- コンソーシアム構成団体、実行団体等を受託者として基金を設立  
→フリースクール等へ助成
- ちくご川コミュニティ財団が信託管理人となる

#### • ステップ3(2030年～)：個別のフリースクール等が公益信託を活用

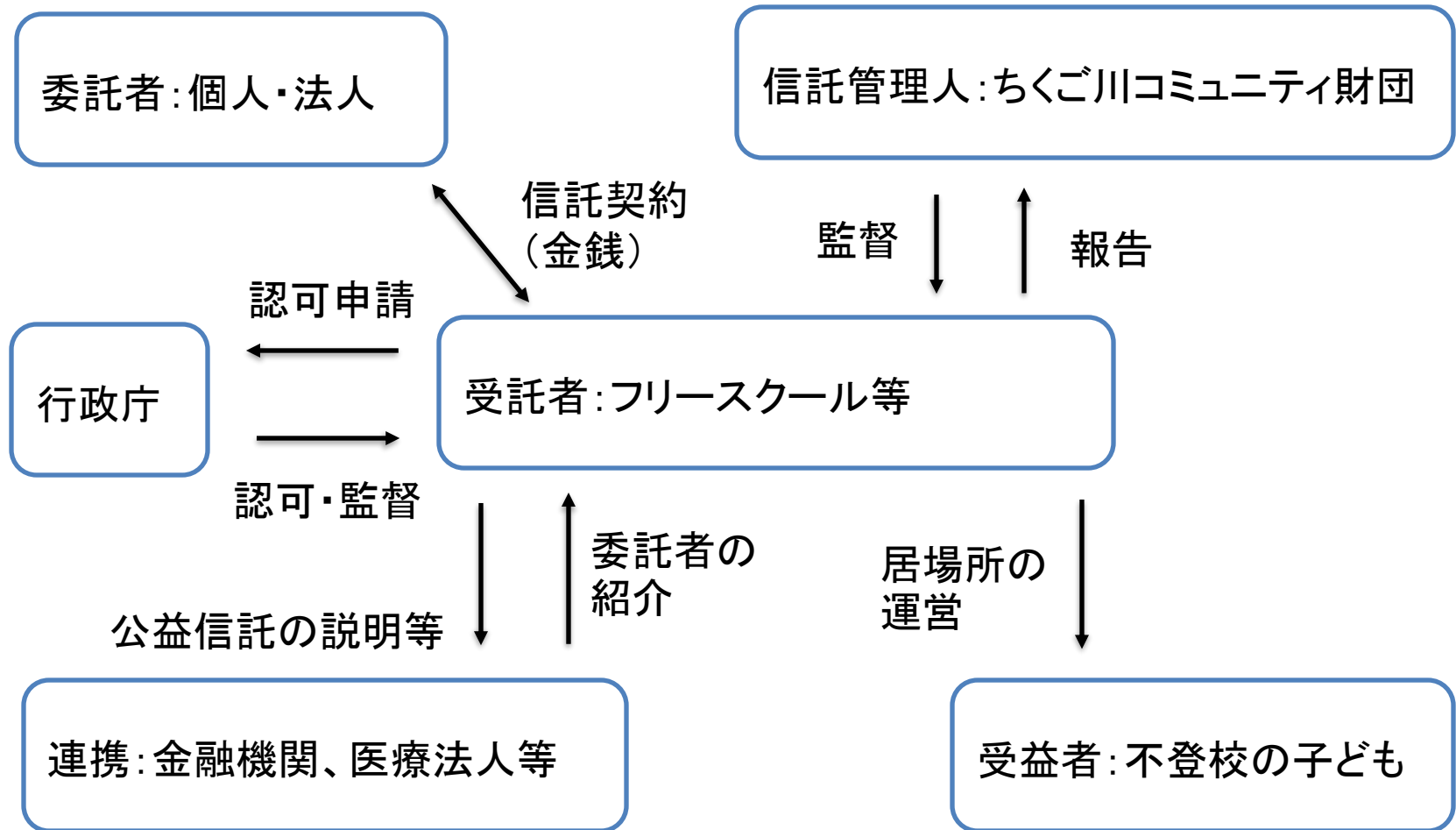
## 体制案① ステップ1:ちくご川コミュニティ財団が受託者



## 体制案② ステップ2: 休眠預金活用事業の関連団体が受託者



### 体制案③ ステップ3:フリースクール等が受託者



# ステップ1:ちくご川コミュニティ財団による基金設立のロジックモデル →休眠預金活用事業の環境整備に追加

## 短期アウトカム

多様な学びに関する資金支援の充実

1. 個と場を支援するための基金や公的支援制度が運用され、子どもの多様な学びを保障する環境が整っている

## アウトプット

- 1-1. **公益信託**により不登校の子どもやフリースクール等を助成する基金が設立されている

- 1-2. 基金によりフリースクール等への助成事業が実施されている

- 1-3. フリースクール等への公的な補助制度が拡充している

## 活動(基金設立)

1-1-1. 潜在的委託者の分析

1-1-2. 法人、金融機関向け公益信託についての説明等

1-1-3. 委託者紹介に関する金融機関との連携

1-1-4. 遺贈寄付希望者への公益信託の紹介

1-1-5. 委託者との事業内容の協議

1-1-6. 信託管理人の選定

1-1-7. 信託契約の内容の協議・締結

1-1-8. 行政庁への認可申請・書類提出

1-1-9. 信託財産の受け取り・基金設立

1-1-10. 公益信託による基金設立について広報・報道

## 活動(助成事業の実施)

1-2-1. 助成事業の設計

1-2-2. 助成事業の募集ページの作成

1-2-3. 助成事業の募集ページの作成

1-2-4. 公募の実施（HP、SNS、プレスリリース）

1-2-5. 申請者との面談

1-2-6. 選定委員会の実施、助成団体の選定

1-2-7. 助成金交付業務

1-2-8. 助成先団体への伴走支援

1-2-9. 助成報告会の実施

## ステップ1:ちくご川コミュニティ財団による基金設立の事業計画

### ＜フリースクール等への助成の場合＞

事業期間:2026年～2027年(2年間)

信託財産:2,000万円

- ・事業費:1,400万円(信託財産の70%:フリースクール等への助成金)
  - 100万円/年を7団体に2年間の継続助成
  - 助成金はファンドレイジング体制整備、人材育成など基盤強化に用途を限定
  - 研修プログラムの無料参加など非資金的支援付
- ・管理費:600万円(信託財産の30%:受託者400万円、信託管理人200万円)

### ＜不登校の子どもへの奨学金の場合＞

事業期間:2026年～2028年(3年間)

信託財産:1,000万円

- ・事業費:700万円(信託財産の70%:フリースクール等への助成金)
  - 48万円/年(4万円/月)を約5人に3年間給付(継続、入れ替わりあり)
  - 対象年齢は小学生～高校生
  - 奨学生向けの支援プログラムも実施(支援情報の発信、個別相談等)
- ・管理費:300万円(信託財産の30%:受託者200万円、信託管理人100万円)

## ④ 展開可能性や難易度を踏まえた事業案の評価

### <ステップ1: フリースクール等への助成>

「A: 非常に当てはまる、B: 当てはまる、C: どちらかと言えば当てはまる、D: どちらかと言えば当てはまらない、E: 当てはまらない」で自己評価

#### ・ニーズの高さ: A

福岡県内のみで80以上のフリースクール等があるが、公的な補助は少なく経営基盤が脆弱であるため、助成へのニーズが高い

#### ・横展開の可能性: B

不登校は全国的な課題であり、フリースクール等も増えてきており、助成経験のある団体への展開はしやすいと考える

#### ・実施難易度: C

助成自体は財団等にとっては慣れた方法であるため難易度は高くないが、公益信託にかかる事務負担などが見えない

### <ステップ1: 不登校の子どもへの奨学金>

#### ・ニーズの高さ: A

福岡県内で1万8千人の不登校の子どもがいるが、公的な支援制度がある自治体は60のうち3つのみ。弊財団調査により月謝、交通費で月に平均4万円が家庭の自己負担となっている。

#### ・横展開の可能性: B

ニーズが非常に高いが、不登校の子どもを対象とした奨学金事業自体が全国的に少ない。また、選定に関わる事務以外は負担がそこまで大きくない。

#### ・実施難易度: B

選定においては各家庭への個別対応があるため、相談対応力が求められる。公益信託にかかる事務負担などが見えない。

## ⑤ 不明点

- 公益信託にかかる事務負担がまだ見えないため、信託報酬に見合うのかの判断が難しい
- 信託管理人の選任プロセス、業務負担や信託報酬額の判断
- 公益信託にかかる委託者側の負担感
- 公益信託を踏まえた潜在的委託者のニーズ分析が必要(地域における可能性が分からない)
- 潜在的委託者や連携先(金融機関、法人等)に公益信託を知ってもらう機会をどのように作っていくか
- 公益信託を実現する導線設計をどのように整えるのか
- 公益信託による地域内の助成先団体との関係性の変化(受託者が別事業で助成する可能性のある団体、信託管理人が弊財団の場合、公募・審査にあたり利益相反関係などに注意が必要と思われる)

2025年9月19日(金)

# 公益信託ワークショップ 第2回

公益財団法人長野県みらい基金



公益財団法人

長野県みらい基金

## 1. 寄附者／委託者の寄附ニーズ

---



想定寄附者：  
長野県出身の個人

寄附財産：  
長野県内の区画整理地にあった  
実家の土地を売却した金銭。

現在進めている冠基金設立  
のプロジェクトについて、  
公益信託の活用を想定した  
検討を行いました。

# 1. 寄附者／委託者の寄附ニーズ



想定寄附者：  
長野県出身の個人

寄附財産：  
長野県内の区画整理地にあった  
実家の土地を売却した金銭。

## 寄附ニーズと想い：

- ・ **公的機関と民間の隙間を埋める：** 県立歴史館が公的な史料を保存する一方で、民間に埋もれた貴重な史料が失われていく現状に問題意識を抱いている。公的機関の役割を補完し、草の根レベルで歴史・文化を保存・記録する活動を支援したい。
- ・ **成果の可視化：** 寄付によって、古文書の翻刻やデジタルアーカイブ化など、目に見える形で歴史や文化が次世代に継承されることを望む。
- ・ **長期的な視野での支援：** 歴史・文化の保存と記録は、単年度で完結する活動ではない。継続的な支援が不可欠であり、信託という仕組みを使って財産を次世代に引き継ぎ、長期にわたる支援を確実なものにしたいという強い想いがある。

## 2. 受託者団体の資金調達・活動の課題

---

### 資金調達の課題:

- ・ 古文書愛好会のような任意団体は、法人格がないため、多額の寄付を受け入れる際の法的な手続きや、税制上の優遇措置の適用が難しい。
- ・ 寄附者の想いを形にするための資金管理や事務作業のノウハウが不足している。

### 活動の課題:

- ・ 本業である古文書の翻刻や調査に専念したい一方で、資金管理、会計処理、情報開示といった事務作業に多くのリソースを割くことが難しい。
- ・ 寄付者から特定の目的で託された資金を、長期間にわたって適切に管理・運用する専門的な知識がない。

### 3. 想定される事業案と体制

#### 事業案：「〇〇古文書公益信託～歴史・文化の保存と記録」

##### 信託目的

地域に眠る歴史・文化遺産（特に個人の家や地域に伝わる民間史料）の発掘、読み解き、記録、公開・活用を目的とする事業を行う非営利団体に、中長期的な視点から安定的に助成を行う。

##### 受益者

上記の公益活動を行う、不特定かつ多数の非営利団体。

##### 主な支援活動

- ・ 郷土史料のデジタルアーカイブ化と公開
- ・ 古文書の翻刻と研究・普及活動
- ・ 無形文化遺産の記録と継承
- ・ 歴史文化財の活用と普及啓発活動

##### 受託者:

##### 地域の古文書愛好会

寄付者の想いを最も理解し、専門的な活動を直接担う団体であるため、公益目的をより確実に達成できる。

##### 信託管理人:

##### 公益財団法人 長野県みらい基金

受託者とは独立した立場で、信託財産の健全な管理・運用を監督し、公益目的の達成を担保する。また、受託者（愛好会）の事務負担を軽減するため、財務規律や情報開示に関するアドバイスやサポートを提供する。

### 3. 想定される事業案と体制

#### 公益信託事業における費用構成（寄付総額2,000万円）

##### ●受託者（古文書愛好会）

年間事業費：350万円×4年間

##### ▼費用の内訳

人件費（120万円）：

- ・ 専門家謝金: 年間70万円
- ・ 愛好会メンバー人件費: 年間50万円

直接事業費（200万円）：

- ・ 郷土史料のデジタルアーカイブ化:  
年間130万円

古文書や古写真のデジタルスキャン費用、データベース構築費用、サーバー維持費、セキュリティ対策費

- ・ 普及啓発活動: 年間70万円

成果発表会や地域住民向けワークショップの会場費、資料印刷費、広報宣伝費、まち歩きツアー運営費

事務管理費用（30万円）

- ・ 通信費、消耗品費、交通費など

##### ●信託管理人（長野県みらい基金）

設立初期費用：50万円

##### ▼費用の内訳

- ・ 信託契約書作成費用:20万円

弁護士への依頼費。複雑なスキーム（任意団体を受託者とするため）に対応するための専門的な知識や、複数回の契約内容調整にかかる費用。

- ・ 行政庁への認可申請コンサルティング費用: 30万円  
複雑なスキームを行政庁に認めてもらうための、認可基準（特に受託者の能力）に関するコンサルティング費用。申請書類の準備や、行政庁との事前相談にかかる費用。

運営管理費用:135万円×4年間

##### ▼費用の内訳

- ・ 人件費: 年間100万円

信託管理人の業務（事業報告の確認、財務チェック、事業進捗の確認、行政庁への報告、愛好会への事務サポートなど）を担う担当者の人件費

- ・ 間接経費: 年間30万円

事務所の家賃、水道光熱費、通信費、旅費交通費、会議費など

- ・ 予備費・専門家費用：年間5万円

## 4. 展開可能性や難易度を踏まえた事業案の評価

### 展開可能性・波及効果

- このモデルは、専門性を持つ小規模な任意団体でも公益信託の受託者になれることを示す、全国初の試金石となる可能性がある。
- コミュニティ財団が信託管理人として関わることで、地域の多様な草の根団体が、安定した資金基盤を持つ新しい事業モデルを構築できる道を開く。

### 難易度

- 受託者の能力: 任意団体である古文書愛好会が、信託法で求められる「受託者の能力」を満たしているかを行政庁に証明する必要がある。特に、財務規律や情報開示に関する体制整備が鍵となる。
- 信託管理人の役割: 受託者の活動を監督しつつ、伴走支援も行うという「伴走型信託管理人」という新しい役割を、いかに適切に定義し遂行するかが鍵となる。

## 5. 検討を通じての不明点や意見

---



### 任意団体の「受託者能力」に関する判断基準

財団が信託管理人となる場合、受託者である任意団体（古文書愛好会）の能力（特に事務・財務能力）を、行政庁はどのように判断するのか、具体的な評価基準や事例を知りたい。



### 公益目的の定義

「歴史・文化の保存と記録」のように、特定の分野に特化した活動が、いかにして「不特定かつ多数の者の利益の増進」に資するのか、その判断における行政庁の具体的な考え方や視点を伺いたい。

# 内閣府 公益信託ワークショップ 第2回資料

## 事業案の検討

令和7年9月19日

認定NPO法人キッズドア



<https://kidsdoor.net/>

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 1. 想定される委託者のニーズ（『公益信託』に対する期待） | … 1   |
| 2. 受託者の団体の資金調達・活動の課題          | … 2   |
| 3. 事業の名称、目的、受益者のイメージ          | … 3   |
| 4. 事業の内容                      | … 4～9 |
| ・事業の区域                        |       |
| ・事業の期間                        |       |
| ・事業の概要                        |       |
| ・事業の実行体制                      |       |
| 5. 運用される信託財産                  | … 10  |
| 6. 本公益信託の体制（管理体制）             | … 11  |
| 7. 本公益信託の評価と展開可能性             | … 12  |
| 8. 本公益信託形成にあたっての課題            | …13   |

# 1. 想定される寄付者のニーズ（『公益信託』に対する期待）

## 想定される寄付者のイメージ

### ■経営者の男性の方

- ・自ら起業し財をなすことが出来たが、実は子どもの頃育った家庭は貧しくて苦勞した。ここまで来られたのは周りの支援があつてのこと。自分も、貧しくとも志が高く才能のある子どもたちを支援したい。
- ・日本の製造業のことを考えて理科系進学への道を切り開いてあげたい。そして巣立った子供たちが将来大人になって社会に少しでも恩返しをしてもらえるとうれしい。
- ・但し、基金とか財団となると自身以外の方を理事に使命するなど自身の意向が反映されなくなることが懸念される。



### ■ご高齢の女性（おひとり様の方）

- ・夫が亡くなり高齢者施設に入ることになった。  
夫が残してくれた資産を何か社会に貢献できる形に使いたい。  
ついては、日本の子どもたちの将来のために使ってもらえないか。
- ・希望を言えば、住み慣れた家は残して使ってもらいたいし、  
住んでいた地域の為にもなればありがたい。



※いずれもキッズドアに実際にお問い合わせのあった事案から想定しています。

## 2. 受託者の団体の資金調達・活動の課題

### 現状の資金調達の方法

現状、主として『特定非営利活動促進法』、『法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律』等、関係する法律・政令に基づきファンドレイジングを展開

#### 1. 委託事業に係る資金調達

- ・各行政機関(中央省庁、地方自治体)からの事業委託費
- ・公的機関からの助成金(JANPIA等)

#### 2. 寄付

- ・都度寄附・マンスリーサポート(個人・法人)
- ・クラウドファンディング(個人・法人)、法人寄付プログラム
- ・民間助成金 ・物品寄付、チャリティイベント(スポーツ等)
- ・遺贈・相続寄付

### 現状の資金調達の課題

#### 1. 安定した活動基盤とならない

- ・寄附・助成に期間の制約がある。(継続が制約されている企業もある。)
- ・法人寄付の場合、景況、経営状況の影響を受ける。

#### 2. 寄付者の意向の多様化

- ・不動産が含まれることが多く、活用を求められる。(包括遺贈希望の増加)
  - ▶みなし譲渡課税への対応が求められる。

#### 3. 実現時期が不透明

### 3. 事業の名称、目的、受益者のイメージ

#### 事業の名称

#### 公益信託

〇〇子どもの支援（〇〇に委託者のお名前を掲載する）

#### 事業の目的

本公益信託は、貧困に苦しむ日本の子どもたちに寄り添い、居場所の提供、教育を通して困窮世帯の子どもたちの社会へのドアを開けることにより  
児童又は青少年の健全な育成を目的とする。※

※公益事務別表7に該当

#### 受益者のイメージ

ご家庭の環境が以下いずれかの要件に該当する困窮世帯の子どもたち

- ・住民税非課税世帯
- ・ひとり親家庭
- ・就学支援金受給家庭
- ・児童扶養手当受給家庭
- ・扶養家族が多く塾の費用が捻出できない家庭
- ・その他特別な事情がある家庭



## 4. 事業の内容

### 事業の区域

首都圏(現状、東京都区内ならびに近郊の都市を想定)

### 事業の期間

10年間

特に、事業の継続性を考慮した期間設定を行う。※

※通常のご寄付、企業・団体からの助成金の場合、事業の継続性に課題が残る。

尚、本信託は、公益信託法第6条に定める認可を受けた時にその効力を生じる。  
本信託の期間は、上記に定める認可受けた日から信託終了事由が生じた日までとする。

### (想定される信託終了事由)

- ・信託の目的が達成されたとき、もしくは目的の達成が出来なくなったとき
- ・受託者または信託管理人が欠けた場合であって、受託人または信託管理人が就任しない状態が一定期間継続したとき
- ・本信託の併合がされたとき
- ・信託財産についての破産手続開始の決定があったとき
- ・行政庁による公益信託契約が取り消されたとき

## 4. 事業の内容

### 事業の概要(ポイント)

#### ■居場所支援事業

信託財産の不動産(家屋・ビル)を拠点とした居場所の提供  
 地域コミュニティに密着した居場所の設営  
 地域との交流イベントにより文化的資本の提供を行い、  
 子どもたちの健全な育成を促進する。  
 加えて、地域の社会関係資本の形成・蓄積も行っていく。



※運営する施設イメージ



音楽会の開催イメージ



地域との交流(餅つき大会)イメージ



学習会イメージ

## 4. 事業の内容

### 事業の概要(ポイント)

#### ■学習支援事業(無料の学習会の開催)

志望校大学に合格できるよう自習スペースの利用、費用サポート(交通費・模試費用、受験費用等)、進路サポートを行う。

#### 【進路サポート内容】



#### 個別面談 学習計画の作成・進路相談

生徒ひとりひとりと学習について個別にカウンセリングを実施します。  
模試や定期試験をもとに学習進捗や志望校などを確認します。  
推薦入試対策(志望理由書・面接・小論文など)も行います。



#### 質問対応／自習室 学習サポート・学習環境の提供

教室で週5日、普段勉強していて分からないところや、受験・模試問題などの質問対応を行います。  
また学校や受験に関する悩み相談にも対応。

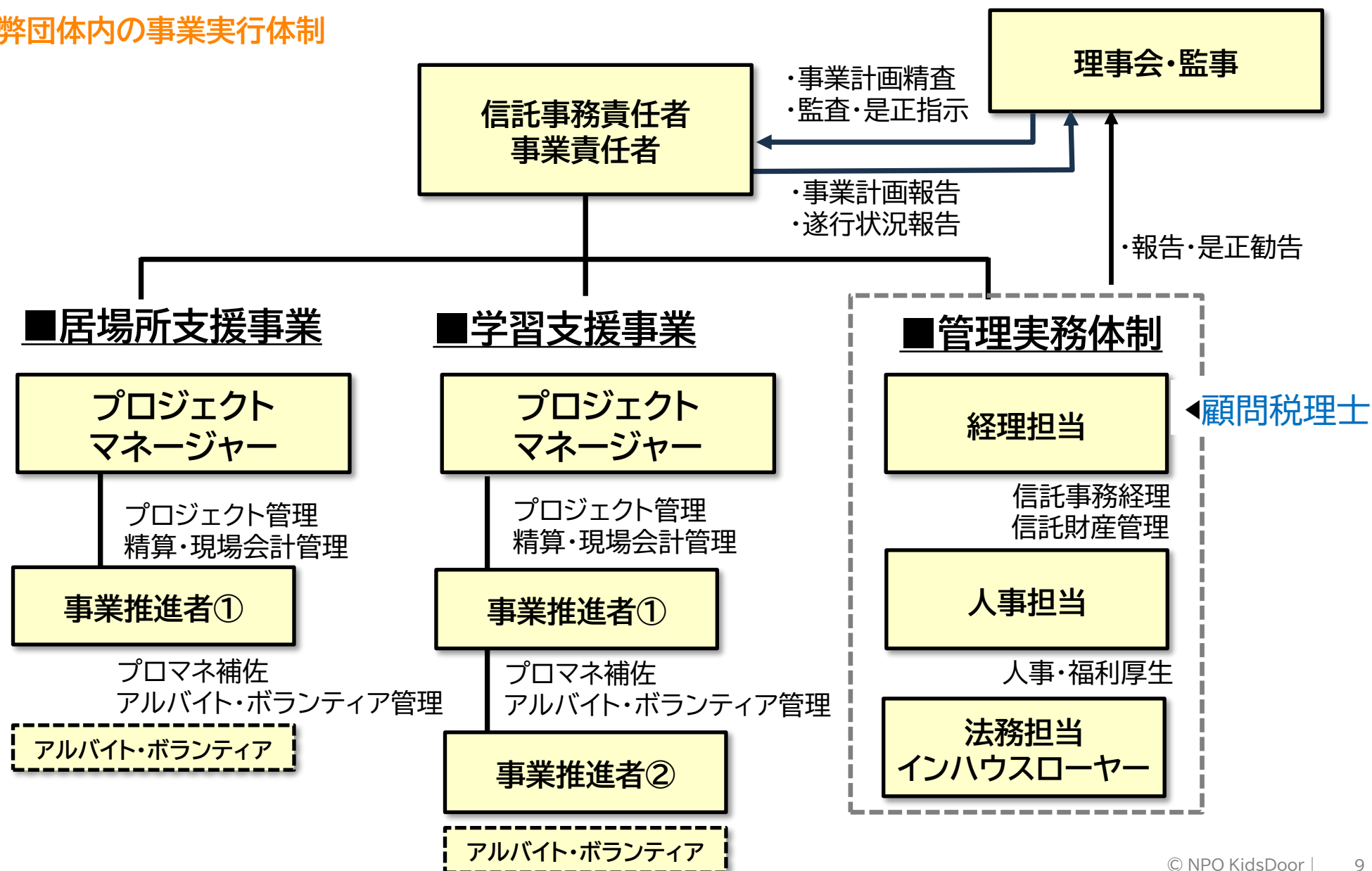


#### 交流会／情報提供セミナー 情報に触れる

進路イベント、勉強法セミナー、推薦入試対策などを実施。  
また、志望大学を目指す同じ志を持った仲間たちとの交流会なども実施し、  
受験モチベーションの維持・向上も行います。キャンパス見学会も実施。

## 4. 事業の内容

### 弊団体内の事業実行体制



## 5. 運用される信託財産

### 運用される信託財産

#### ■信託元本

- ・不動産(土地・家屋・建物)、その他現物資産(有価証券、金等)
- ・金銭(一部収益にあたるものも含む)
- ・一部家財

### 信託事務費用(運用事業費用)ならびに信託報酬

#### ■事業費

- ・居場所支援事業予算  
22,0311,600円/年間
- ・学習支援事業予算  
32,698,800円/年間
- ・事業に直接かかわる管理費  
1,461,600円/年間

※初年度費用(家屋のリニューアル工事等)は除く

#### ■管理費(上限)

- ・管理費用
- ・公益信託報酬(受託者の報酬)

※新公益信託法ならびにガイドラインに準ずるものとする。

## 6. 本公益信託の体制（管理体制）

### 本信託全体管理体制

#### ■委託者



#### ■受託者



報告

監査

#### ■信託管理人



士業・有識者

信託契約・遺言  
・信託内容整合  
・信託財産内容精査  
・信託管理人の選定

信託財産の拠出

報告

#### 管理体制の形成

理事会・監事

信託事務責任者  
事業責任者

#### ■管理実務体制

経理担当

信託事務経理  
信託財産管理

人事担当

人事・福利厚生

法務担当  
インハウスローヤー

（経理的基礎・技術的能力）

児童又は青少年の  
健全な育成を促進する



要件に該当する  
困窮世帯の子どもたち

#### 本公益信託の監査

- ・信託事務遂行状況の評価
- ・信託財産の状況把握
- ・信託事務計画の報告を是正勧告

※公益信託形成後の体制

## 7. 本公益信託の評価と展開可能性

### 評価

| 評価項目         | 評価 | コメント                                                            |
|--------------|----|-----------------------------------------------------------------|
| 委託者の潜在性      | ○  | 昨今の社会状況を背景にして、寄附問い合わせの中からもニーズが見込まれる。<br>新公益信託制度で改正された内容が活かされる。  |
| 事業の社会効果性     | ◎  | ソーシャルインパクトの創出が強く見込まれる事業と判断できる。                                  |
| 事業の健全性       | ○- | 長期的に見て財政を圧迫することなく、必要な事業を遂行できる。特に従来の寄付事業よりも継続性が担保できる。            |
| 事業の管理体制の担保   | ○- | 既存のガバナンス体制、内部統制を活用した管理体制を構築することを目指すことにより実現する。                   |
| 信託管理人の整備     | ○- | 社会貢献活動意識が強い士業、自身の知見の実証研究を目指す有識者の取り込みが重要                         |
| 本信託モデルのヨコ展開性 | △  | 事業ノウハウ、管理ノウハウを同様な目標を持つNPO団体へ、中間支援団体として展開は可能<br>但し、ヒト、モノ、金の準備は必須 |

## 8. 本公益信託形成・遂行にあたっての課題

### 形成するにあたっての課題・要望事項

- ・ 認可申請時に提出が必要な書類の簡素化をお願いします。  
可能であれば、極力、NPO法で規定された資料の流用で済ませることが可能になることをお願いします。
- ・ 信託契約時にかかる受託候補者側の費用について、形成後、必要経費として計上する(管理費への計上) ことをお認めいただきたい。

### 運用されるにあたっての課題・要望事項

- ・ 建物から得る収入を事業に充当可能にすること。  
例)階上の部屋を困窮世帯の家庭に貸出しすることで得る賃貸収入を活動費に充当可能とする。  
もしくはスペースを社会貢献活動に活用する目的で賃貸する。
- ・ 他の企業・法人からの寄付を本事業に充当させること。  
(但し、経理は分別管理する。)
- ・ 定期書類関係について、提出が必要な書類の簡素化をお願いします。  
極力NPO法で規定された資料の流用で済ませることが可能になることをお願いします。

内閣府 公益信託ワークショップ：第二回

---

# 公益信託制度を活用した フードバンク倉庫事業モデル案

---



一般社団法人全国フードバンク推進協議会

# 本事業（案）の概要

## 倉庫不動産を公益信託としてフードバンク団体が受託・運営するモデル

新しい公益信託によって不動産を社会資源化する仕組みとして、  
平時には食品支援の拠点、災害時には防災備蓄として活用することで、  
地域の社会インフラとしての可能性を検討しました。

### < 事業（案）概要 >

- 信託財産 : 土地・建物（倉庫）
- 受託者 : フードバンク団体
- 活用方法 : フードバンクの食品保管・配送の拠点、防災備蓄
- 特徴 : 不動産を社会資源化する新しい公益信託モデル

# ① 寄附者／委託者候補の寄附ニーズ調査

## ■寄附者（候補）

- 企業（食品・物流、不動産保有）

社会的責任（CSR）やESGの観点から、事業資源を地域貢献に活かしたい企業。

- 地主・資産家

活用されていない土地・建物を有効活用し、地域に貢献したいと考える個人や法人。

- 高齢者層（相続資産の社会還元）

相続を見据え、資産の一部を公益目的で寄付し、社会に還元したいと考える高齢者層。

## ■寄附ニーズ（想定）

- 遊休不動産を活かしたい

使われていない土地・建物を社会的に意義ある形で活用したいというニーズ。

- 承継・相続を機に社会貢献したい

資産の承継に際し、家族や地域への想いを形にしたいという寄付意向。

- ESG・地域貢献意識の高まり

環境・社会・ガバナンスへの配慮や、地域とのつながりを重視する価値観の広がり。

## ② 支援地域における資金調達の課題や機会

### ■フードバンク活動における資金調達の課題

- 倉庫賃料・維持費の負担が重い

継続的な運営には固定費が大きく、資金確保が困難になりやすい。

- 助成金・補助金は単年度で安定せず

助成金や補助金による資金調達は不安定で、長期的な事業計画が立てづらい。

### ■フードバンク活動における資金調達の機会

- 地元企業や地主との関係性

地域に根ざしたネットワークを活かし、協力や寄付を得られる可能性がある。

- ESG・SDGs推進の追い風

社会的責任や持続可能性への関心が高まり、民間からの支援が得やすくなっている。

- 制度改正により「不動産信託」が現実的に

信託制度の柔軟化により、遊休不動産を公益目的で活用する選択肢が広がっている。

### ③ 想定される事業案と体制

#### ■想定事業内容（案）

- 信託財産として受け入れた倉庫をフードバンク拠点化  
寄付された倉庫を公益信託で管理し、食品支援活動の拠点として活用。
- 寄附食品の集荷・保管・配送の効率化  
物流機能を集約することで、食品ロス削減と支援の迅速化を図る。
- 災害時の食料備蓄拠点機能  
平時の支援拠点を災害時には地域の緊急食料供給基地として転用可能。

#### ■実施体制（案）

- 受託者：フードバンク団体  
※コンソーシアム：全国フードバンク推進協議会という形も想定
- 信託管理人：法的な専門家（弁護士、税理士等）／不動産管理に関する専門家等

実務はフードバンク団体（＋全国フードバンク推進協議会）が担い、  
第三者の立場から、信託管理人が監督・透明性・ガバナンス等を確保。

## ④ 展開可能性や難易度を踏まえた事業案の評価

### ■展開可能性：高ニーズ・高モデル性

- **全国のフードバンク共通課題「倉庫確保」に対応可能なスキーム**  
物流拠点不足という全国的な課題に対し、再現性のある制度設計で対応できる。
- **不動産寄附ニーズに応える制度的枠組みの活用**  
遊休不動産の社会還元を望む寄附者の意向に応え、地域ごとに導入可能な仕組み。
- **他地域への横展開が容易**  
制度・運営ノウハウの共有により、全国各地での導入・展開が現実的。

### ■実施難易度：中難易度

- **信託契約・管理人設置の法的手続き → 専門家の関与で対応可能**  
信託スキームの構築には法的知見が必要だが、専門家の支援により実現可能。
- **維持管理コスト → 受託者の運営能力強化が前提**  
施設の維持には一定の資金と人材が必要であり、受託者の体制整備が不可欠。
- **法務・税務手続き → 専門家関与で解決可能**  
複雑な手続きも、弁護士・税理士等の協力により円滑な対応が期待できる。

## ⑤ 検討を通じての不明点や意見

### ■不明点・懸念点

#### ● 倉庫の維持・運営コストの負担

- ・税金・維持費・管理人報酬などは基本的に受託者（フードバンク）が負担するため、事前に費用を見積もり、キャッシュフローを検討する必要がある。
- ・財源確保の方法としては、
  - ①従来の倉庫家賃削減で相殺、②寄附や助成金で補填、③施設の一部活用による収益化が考えられる。
- ・ただし、多くのフードバンクは収益事業を行っておらず、③は現実的に難しい場合が多い。

#### ● 信託管理人の担い手・役割の不透明さ

- ・現状では信託管理人は士業の方を想定しているが、中間支援団体も選択肢になりうる。
- ・ただし、受託者=加盟団体、信託管理人=協議会となる場合、以下の懸念がある。
  - ① 利益相反：受託者と信託管理人（協議会）の利害が一致するため、  
公平・中立な立場から監督できないおそれがある
  - ② 第三者性：中間支援団体と加盟団体という関係性は独立性が不十分と見なされる恐れ
  - ③ 公益性：一部団体に利益が偏れば公益性を損なう可能性

## ⑤ 検討を通じての不明点や意見

### ■意見：今後期待する効果

- 遊休資産の活用を通じて、寄附の多様化と公益信託の普及を促進する
  - ・ 金融資産以外の不動産寄附という新しい選択肢を提示できる
  - ・ 寄附者が社会課題解決への実感を得やすく、参加意欲が高まる
  - ・ 公益信託制度の認知と活用促進につながる
- 助成金等の単年度予算に依存せず、持続可能な物流拠点の確保を実現する
  - ・ 長期的に利用可能な倉庫を安定的に確保できる
  - ・ 冷蔵設備などの投資を計画的に進められる
  - ・ 拠点の安定が人材や組織基盤の強化にもつながる
- 平時・災害時を通じた支援体制の強化により、地域の安心を支える
  - ・ 食品企業や福祉団体と連携し、安定した支援ルートを形成
  - ・ 災害時には緊急物資供給拠点として即応性を発揮
  - ・ 食の安心を守る拠点として地域の信頼を高める

# まとめ

---

本事業案では、倉庫不動産を公益信託として受け入れ、フードバンク団体が食品支援や防災備蓄の拠点として活用する新しい仕組みについて検討しました。

このモデルにより、**全国のフードバンクが共通して抱える「倉庫確保」の課題に対し、制度的な枠組みを通じて対応できる可能性**があります。

一方で、**信託契約や管理人の設置、維持管理にかかるコストなど、実務面での整理が必要な点**も見受けられました。

寄附者のニーズや社会的関心の高まりを背景に、遊休不動産を社会資源として活用する新しい寄附のかたちが注目されつつあります。

今後は、制度設計の具体化や関係機関との連携を含め、さらに検討を深めていくことが求められます。

# 改正公益信託 事業案検討内容

公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団  
代表理事 宝楽陸寛

大阪財団社团連合会・会員  
全国コミュニティ財団協会・共同代表

- ①寄附者／委託者の寄附ニーズ
- ②受託者団体の資金調達・活動の課題
- ③想定される事業案と体制
- ④展開可能性や難易度を踏まえた事業案の評価
- ⑤検討を通じての不明点や意見



内閣府公益信託イメージキャラクター

「こうえきしんたくん」

Geminiと団地を走る絵

内部資料として自転車降りてもらい複数姿勢を作成しています

# 今日のポイント 大きく4つの視点で課題点を表明しました



## よくある遺贈寄付 相談から想定

1

- ・ 相続するか寄付するか悩んでいる
- ・ 家族で面倒見きれない不動産や山や畑だけ受け取ってほしい



## 事業評価の視点

2

事業の特性を捉えて5つの視点で評価を行った。

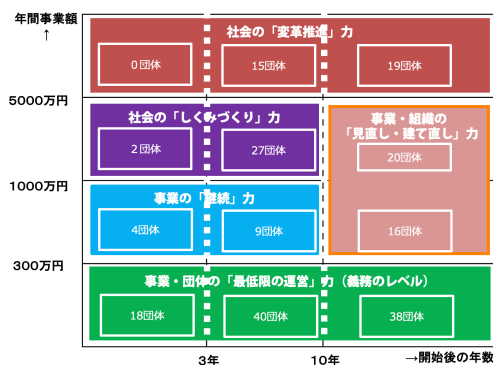
①社会的ニーズ、②資源・立地、③事業性、④制度・法務、⑤運営体制の観点で評価します。



## NPOの現場の実際

3

制度上仕方ないことも分かる  
でもNPOの現場の実際にどうつなげるか

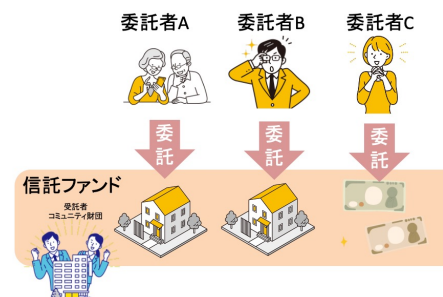


## 民間側の中間支援機能を どう生み出すか

4

### マザー・ファンド型

1つの公益信託に寄付者を募集する



NPOの現場単体で、事業計画、公益信託申請事務、公益信託の運営までこなすのはかなり重労働

# ①委託者候補の寄付ニーズの調査結果 委託者が管理できない山と不動産

## 委託者



■寄付ニーズ  
公益信託化  
地域活性化の拠点にし  
未来ある活用を望み、  
教育や子ども支援など  
NPOなどに  
活用してほしい

## 受託者



## 想定受託者

認定NPO法人フリースクール経営

### 課題①施設の不足

デモクラティックスクールとして、子どもたちがやりたい活動を自由に選択できる環境を提供していますが、音楽や美術などの専門的な活動を行うための専用スペースや機材が不足しています。

### 課題②スタッフの専門性と確保

子どもたちの個性に合わせた多様な学びをサポートするためには、様々な専門性を持ったスタッフが必要となるが、資金に限られる中で、専門的な人材を確保し、継続して雇用していくことが課題。里山環境下でカフェを行いながら複数収入を確保したい

## 信託する財産

人工林

現金ナシ



田畑

古民家

地域の仏像

+ 祭礼の道具、美術品  
旧家の台帳・文書



監督

大阪府

認可  
監督



## 信託管理人

※コミュニティ財団+弁護士

## ①委託者候補の寄付ニーズの調査結果＜詳細＞

### 委託者



| 資産                  | 概要                    |
|---------------------|-----------------------|
| 山林                  | 3000平米の人工林            |
| 古民家                 | 3000平米の人工林に併設         |
| 大日如来坐像<br>(登録有形文化財) | 敷地内に登録有形文化財としての大日如来坐像 |
| 文化財                 | 祭礼の道具、美術品、旧家の台帳・文書    |
| 田畑                  | 100平米                 |

- 2025年1月、父が急逝。遺族は母親、長女、次女(相談者)、三女の4名。
- 母親はすでに別邸に居住しており、3人の娘はいずれも県外で生活している。
- 大阪南部の人口約10万人規模の市町村に所在。
- 困りごと:
  - 山林管理は祖父の代で実質的に終了しており、長年放置されている。災害が続く昨今、隣接する建物や山林へ迷惑をかける恐れがある。
  - 公的補助制度はあるものの手続きが煩雑で、個人での対応・負担に限界を感じている。
  - 古民家についても、瓦・壁・樋・建具など修繕が絶えず必要だが、父からの職人ネットワークを引き継げず、修理費用がかさみ個人での維持は困難。
- ニーズ:
  - 空き家となる古民家を公益信託化し、地域活性化の拠点として活用したい。
  - 子ども時代の思い出のある建物のため、取り壊さず保存しつつ利活用を望んでいる。
  - ただし、賃貸収入を得て経営するノウハウはなく困っている。
  - 将来にわたり、教育や子ども支援に取り組むNPOなどに活用してもらい、資産を「未来ある公益的な活用」に結びつけたい。

## ②受託者団体概要と資金調達の課題

### NPO法人A

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業   | フリースクール                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 収入規模 | 1400万円<br>内訳) 事業収入 1000万<br>寄付 300万<br>助成金 100万                                                                                                                                                                                                                 |
| 事業   | <p>フリースクール<br/>毎月30名の利用。セミナー事業のべ<br/>300名参加。入学金5万円/人。学費<br/>レギュラー 35,000円/月。</p> <p>※既存施設からの移転という課題</p> <p>現在の活動拠点である古民家は、地主の方から安価で借りているという恵まれた環境にあります。しかし、築100年以上の古民家であり、老朽化が進んでいるため、安全に活動をするためには、修繕や維持管理に費用と手間がかかります。また、運営資金に余裕がないため、大規模な改修を行うことが難しい状況です。</p> |

### ■資金調達の課題

#### 公的な補助の不足

認定NPO法人Aは、民間のフリースクールであるため、公的な補助金がほとんどなく、運営費のほとんどを学費や寄付金で賄っている。

#### 学費の負担

学費は月額3万円で、決して安価ではないため、経済的に厳しい家庭の子どもたちが利用できないという課題

#### 寄付依存のリスク

運営が寄付金に大きく依存しているため、安定的な運営を続けるためには、継続的な寄付が必要となります。しかし、寄付は景気や社会情勢に左右されるため、不安定な要素を抱えている。

#### 活動規模拡大の難しさ

子どもたちのニーズや数が増加する一方で、運営資金が限られているため、スタッフの増員や活動スペースの確保が難しく、活動規模を拡大していく上での制約となっています。

## ②受託者団体概要と資金調達の課題 <受託者団体の抱える課題>

### 委託者



現金の寄付は無い



### 受託者



### 信託する財産

人工林



現金ナシ



田畑



古民家



地域の仏像

+ 祭礼の道具、美術品  
旧家の台帳・文書



監督

報酬?



信託管理人

※コミュニティ財団  
+ 弁護士

### 財産管理の課題

人工林



①山林管理

専門家(造園業者、林業関係者など)  
→管理費 20万円+災害対応

田畑



②田畑管理

農業委員会3条許可。農地(草刈り等の維持程度):5万円/年

古民家



③古民家修繕・維持管理:150万円/年  
(屋根・樋・壁・小規模修繕)

地域の仏像

+ 祭礼の道具、美術品  
旧家の台帳・文書



④文化財(仏像・古文書等)の保存・環境管理:30万円/年

⑤文化財・農地等の届出・申請事務(行政・専門家相談):10万円/年

⑥信託報酬(信託会社+監督人報酬):60万円/年

約275万円/年は委託しなくても経費かかる

### ③想定される事業案と体制 「多世代交流型エコビレッジ構想」

公益目的：保存・教育・地域活性を前提とする

信託は、相続財産として承継された歴史的建造物、登録有形文化財、大日如来坐像、山林、祭礼道具、美術品及び古文書等を適切に保存・管理し、これを教育、子どもの健全育成、地域住民の学習及び交流の拠点として活用することを目的とする。

あわせて、地域文化の継承、自然環境の保全、防災・減災に資する活動を推進し、もって地域社会の公益の増進に寄与する。

■事業実施上の課題 年間事業規模1400万円＋管理費約275万円を生み出す仕組みが必要

#### スクール機能の充実 150万円

##### ■古民家の活用

古民家をフリースクール仕様に改修し、木工、陶芸、絵画など、子どもたちが自由に創作活動できるアトリエや工房として活用します。

##### ■改装した古民家でのレンタルスペース収入

木工、陶芸、絵画など、子どもも大人も自由に創作活動できるアトリエや工房として、空き時間の回転率を上げる。

##### ■森の学び舎

3000平米の人工林を活用し、自然体験、林業体験、秘密基地づくりなど自然体験活動を通じら学びを提供します。

#### 伝統文化の継承・利活用 50万円

##### ■地域の象徴を囲んだマーケット

地域の歴史や文化を学ぶ機会を設けます。かつての中世一山寺院の頃の「市」をイメージしたマーケットイベントの毎月開催。（農作物の販売など）

##### ■歴史学習講座の開催

旧家の台帳・文書を研究し、地域史を学ぶ授業も可能です。

#### 地域コミュニティ機能創出 250万円

##### ■地域食堂・カフェ

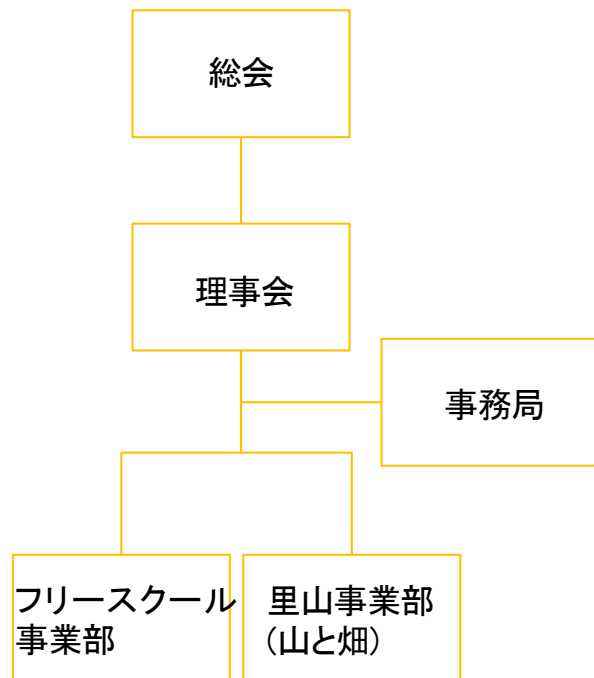
地元食材を使った料理を提供するカフェを運営します。地域住民、保護者、子どもたちがスタッフとして参加することも学びになります。

##### ■田畑を活用した農作物

カフェ用の食材やフリースクールの給食の野菜を育て、地産地消を促す活動を実施する。

### ③想定される事業案と体制

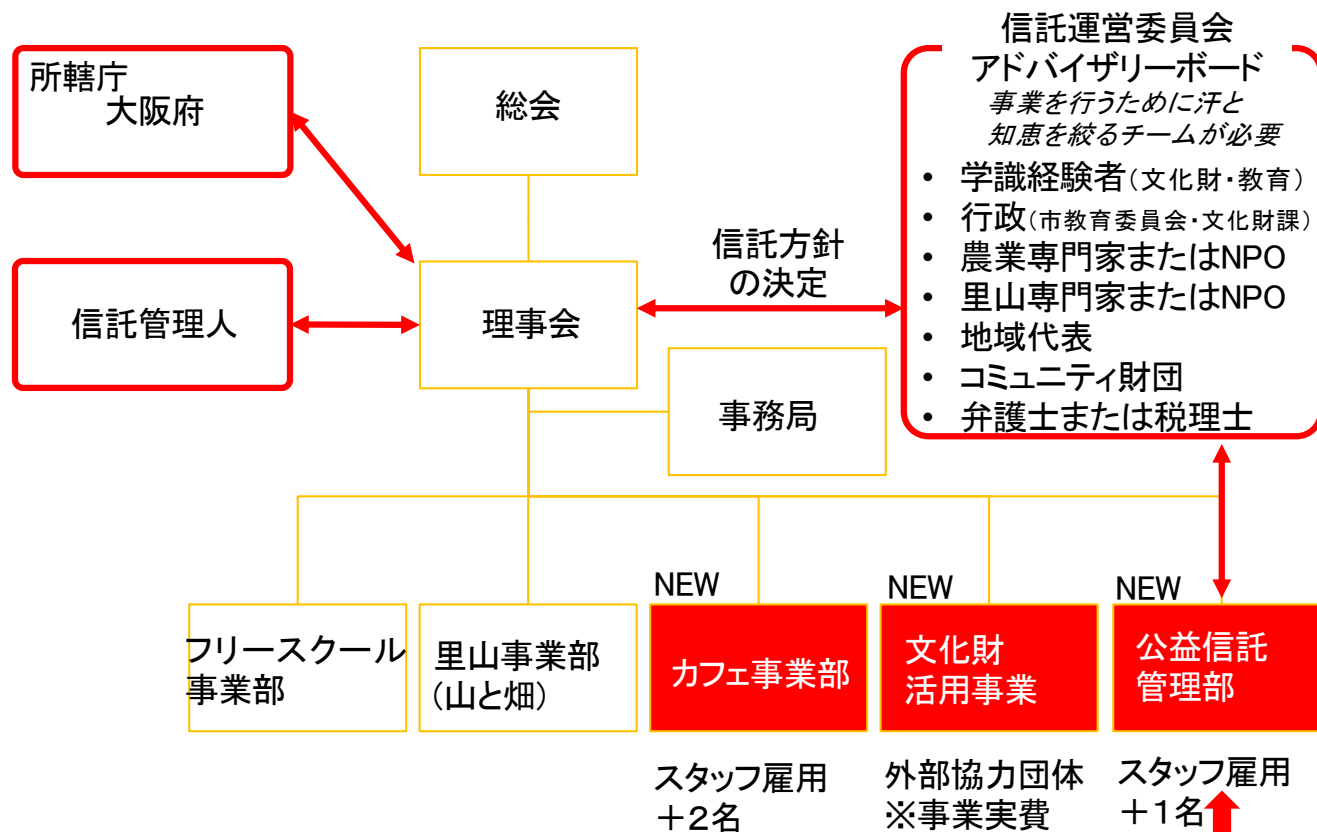
#### 従来の組織形態



ボランティア10名



公益信託を実施するために財産を活用するためのチームの編成だけでなく、運営委員会など諮問機関を設けないとNPOの事務に無い専門性を補完できない可能性もある。



機能別に組織を大きく変更する必要が生まれる



公益信託を支える  
弁護士  
または  
事務支援

## ④展開可能性や難易度を踏まえた事業案の評価＜公益事務の視点＞

公益事務の視点から下記の通り評価した。

「多世代交流型エコビレッジ構想」は、公益信託の枠組みとして適合度が高く、公益性・政策適合性も十分である。ただし、教育・交流・文化環境プログラムをコアに設計し収益事業を通じた管理費の設計が重要となる。

|         |                                                                                                                                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的の公益性  | 評価 高い<br>・ 本構想は「多世代交流」「エコビレッジ(環境共生型コミュニティ)」を軸に、子育て支援・高齢者交流・文化財保存・環境教育などを包含する。<br>・ 公益信託法別表に掲げる「学術、文化、環境保全、社会福祉の増進」に該当。<br>・ 不特定多数(地域住民、移住者、子ども・高齢者、来訪者)への利益提供性が強い。 |
| 事業の合目的性 | 評価 中～高<br>・ 古民家・文化財を拠点にした交流や学習活動、森林・農地を活用した環境教育は、目的に即して合理的。<br>・ 目的と手段は整合するが、制度・人材の裏付けが不可欠(ここがカギ)                                                                  |
| 事業の質の確保 | 評価 中<br>成功には以下が前提となると考える<br>・ 文化財の保存 → 専門職(文化財修復士、建築士)の関与<br>・ 環境教育・多世代交流 → 専門NPOや大学との協働<br>これらを組み込めば質は高まるが、 <b>単独NPOが抱え込むと専門性・公正性・持続性にリスクとなる</b>                  |
| 受益機会の公開 | 評価 中～高<br>公開性確保には“誰でも参加できるプログラム”を中心に据えるべき。<br>・ 公開イベント(環境体験・文化講座・地域交流)を設計すれば、不特定多数が受益できる。<br>・ 公益信託としては「教育・交流拠点」部分をコアに据え、フリースクールによる居場所事業と役割分担するのが鍵になる              |

## ④展開可能性や難易度を踏まえた事業案の評価 <事業性の視点>

ここでは ①社会的ニーズ、②資源・立地、③事業性、④制度・法務、⑤運営体制 の観点で評価します。

### 社会的ニーズ 評価 ◎

#### 人口動態

少子高齢化・単身世帯増で「多世代が交流できる居住・生活拠点」へのニーズは確実に存在。

#### 地域との整合性

大阪南部のニュータウンや郊外住宅地は「高齢化＋空き家化」が進行。多世代交流や持続可能な暮らしのモデルが求められている。

#### 政策的後押し

「地域共生社会」「SDGs」「脱炭素社会」と親和性が高く、行政補助や研究資金も得やすい。

特に、J-クレジット・森林環境譲与税のモデルの模索が大阪では続いている



## ④展開可能性や難易度を踏まえた事業案の評価 <事業性の視点>

ここでは ①社会的ニーズ、②資源・立地、③事業性、④制度・法務、⑤運営体制 の観点で評価します。

### ②資源・立地 評価 ●

#### 資源

古民家・文化財・山林・農地などを含む資産がある。  
つまり「自然・文化・住空間」を拠点にできる。

#### 立地

大阪市から通勤圏でありながら、都市近郊型の田園資源がある。  
ニュータウン住民や、里山を求める顧客ニーズも高い。



#### アクセスと利便性

ロケーションは強みだが、アクセスの良さと生活利便性の確保が成功の鍵

## ④展開可能性や難易度を踏まえた事業案の評価 <事業性の視点>

ここでは ①社会的ニーズ、②資源・立地、③事業性、④制度・法務、⑤運営体制 の観点で評価します。

### ③事業性 評価 ▲

#### 収入源

- ・ フリースクール収入
- ・ 農地や山林を活かした体験プログラム（農業体験・自然教育）
- ・ 文化財・古民家の公開やイベント利用料
- ・ 企業研修・大学ゼミ合宿・留学生受け入れ
- ・ 補助金（地域共生・文化財活用・森林環境譲与税）

#### コスト要因

- ・ 古民家の修繕・維持費（数百万円～数千万円規模／十数年ごとに大規模修繕）
- ・ 山林・農地の維持管理（人手と安全対策）
- ・ 信託管理コスト（報酬・会計監査・事務人件費）

#### 多層的な 収入モデル化がカギ

自立採算のみで回すのは難度が高い。補助金＋利用料＋寄附の多層的な収入モデルが必須。



## ④展開可能性や難易度を踏まえた事業案の評価 <事業性の視点>

ここでは ①社会的ニーズ、②資源・立地、③事業性、④制度・法務、⑤運営体制 の観点で評価します。

### ④制度・法務 評価 ▲ (流動的)

#### 古民家・文化財

- 登録有形文化財は、修繕・現状変更に届出義務あり。自由度は低いが、保存補助金を受けられる可能性があるが、自費でやるべきことが多い。

#### 農地

- 農業委員会の許可が降りるかどうか。
- 非農地化なども可能性がある
- 農業としての収入を得るかどうか

#### 森林

- 地域里山活動団体との連携や市民ボランティアが参加できるかどうか
- または、森林経営管理制度と連動すれば、市町村・林業者との役割分担で管理可能。
- 災害の際の自己負担リスクが大変高い。
- 森林保険に入るにも調査が必要。



## ④展開可能性や難易度を踏まえた事業案の評価 <事業性の視点>

ここでは ①社会的ニーズ、②資源・立地、③事業性、④制度・法務、⑤運営体制 の観点で評価します。

### ⑤運営体制 評価 ●

#### 人材が必要

- 多世代交流には、多様なプログラム(子育て・高齢者福祉・環境教育・農林業体験)を回す人材が必要。

#### 運営の専門性

- 信託会社以外が受託・監督になる場合の経験値が地域に不足している。
- 実際に運営を担うのはNPOや協同組合的組織などには一定数存在する。

#### 信託事務への専門性

- 人材・資金・専門性の確保が難易度の高いポイント。



## ④展開可能性や難易度を踏まえた事業案の評価

## <事業性の視点>

### 総合評価

展開可能性: 社会的・政策的ニーズは高く、文化財・自然資源を活かすストーリーは強い。企業CSRや大学教育との連携も展望できる。

### 実現に向けた条件

#### 資金確保がカギ

初期にまとまった基金(数千万円規模)を確保できれば実現性が高い。  
寄付なども含めた、複数収入で事業展開を行う方法も高い。

#### 法務・会計専門家＋ コンソーシアム化がカギ

運営母体として地域NPO＋大学＋自治体のコンソーシアムを形成すると、実現可能性が高まる。

#### 段階的展開を支える コーディネーターが必要

段階的展開を想定して公益信託に着手することがNPOなどにとっても重要。まず教育・交流拠点の運営経験を積んでから、複数事業を組み合わせるエコビレッジへ拡張するなど。事業の成長経験が必要。

コーディネーターが鍵となる。

| 評価指標      | X | ▲ | ● | ◎ |
|-----------|---|---|---|---|
| ①社会的ニーズ   |   |   |   | ◎ |
| ②資源・立地    |   |   | ● |   |
| ③事業性      |   | ▲ |   |   |
| ④制度・法務    |   | ▲ |   |   |
| ⑤運営体制 の観点 |   |   | ● |   |

## ④展開可能性や難易度を踏まえた事業案の評価 <展開可能性>

信託は寄付金額が大きくなる可能性を秘める一方で、財産の受託を信頼をもとに長期間責任をもって預かる必要がある。そのため今回検討した、「基本形」の信託で安心して賄うには信託化するために、現金の寄付の準備が必要となるのではないかな？

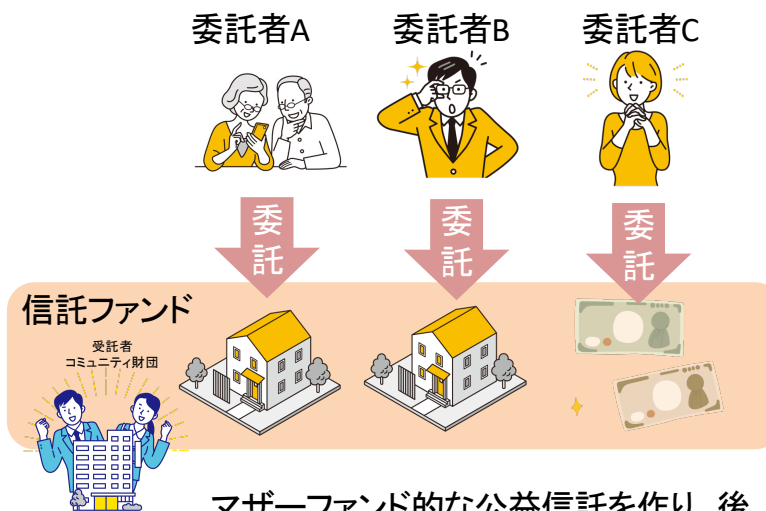
### 基本形

委託者が1つまたは  
複数公益信託信託を設定



### マザー・ファンド型

1つの公益信託に寄付者を募集する



もし寄付だけで最低管理費を賄うと

必要経費: 275万円 × 20年 = 5,500万円

運用益(2%想定): 年間100万円程度

実際の持ち出し: 175万円/年 (=基金から  
取り崩す額)

元本取崩し合計: 175万円 × 20年 = 3,500  
万円

運用+取崩しで20年持続可能

⇒必要基金: 約5,500万円

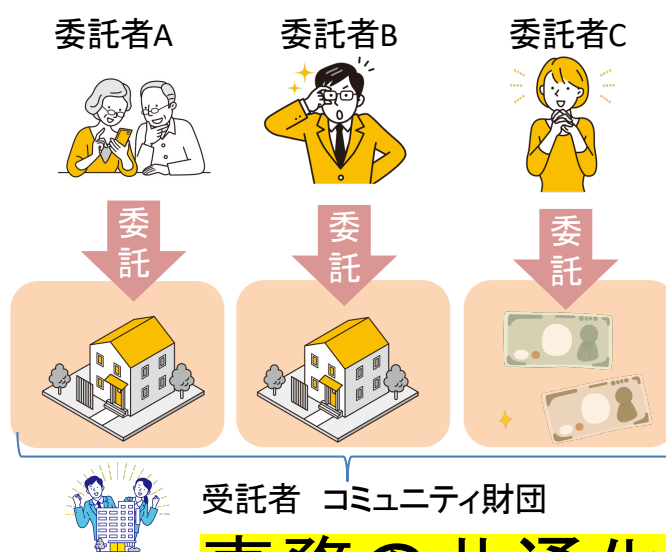
マザーファンド的な公益信託を作り、後から他の人の山林や現金も受け入れて一体的に管理することでコストを抑える可能性は無いかな？

山林を一体で預かると、①J-クレジット、②森林環境税による事業収入も検討できる。

信託ごとに専門性を確保しなくてよい規模の経済が働くのでは？

### コミュニティ・トラスト型

委託者が各自に公益信託を設定し  
管理を一つの受託者が行う



事務の共通化

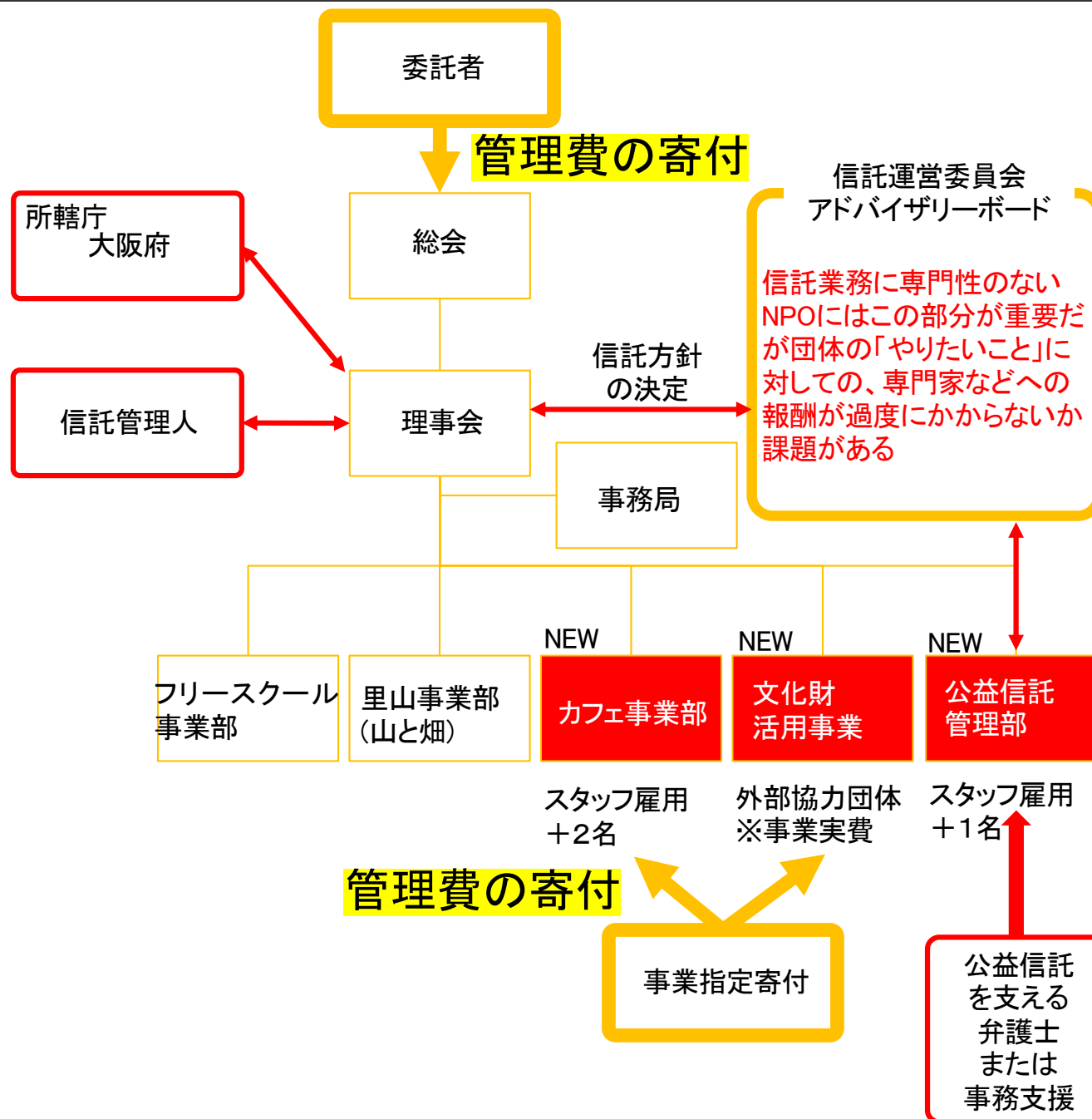
がメリット



## ⑤検討を通じての不明点や意見

バックオフィスにかかる  
「見えない」  
経費を供給  
できる組織  
はコミュニ  
ティ財団また  
は中間支援  
組織が担え  
るのでは？

⇒ 寄付者メ  
リットが大きい



公益信託業務の負担を減らすために寄付を集める際に、事業運営にかなりの手が取られる。

そのため、管理費への寄付なども公益信託で扱えるが、コミュニティ財団と連動して事業指定寄付助成の仕組みを使って資金を外部機能を使って集めることが現実になるのではないかな？

### 管理費の寄付

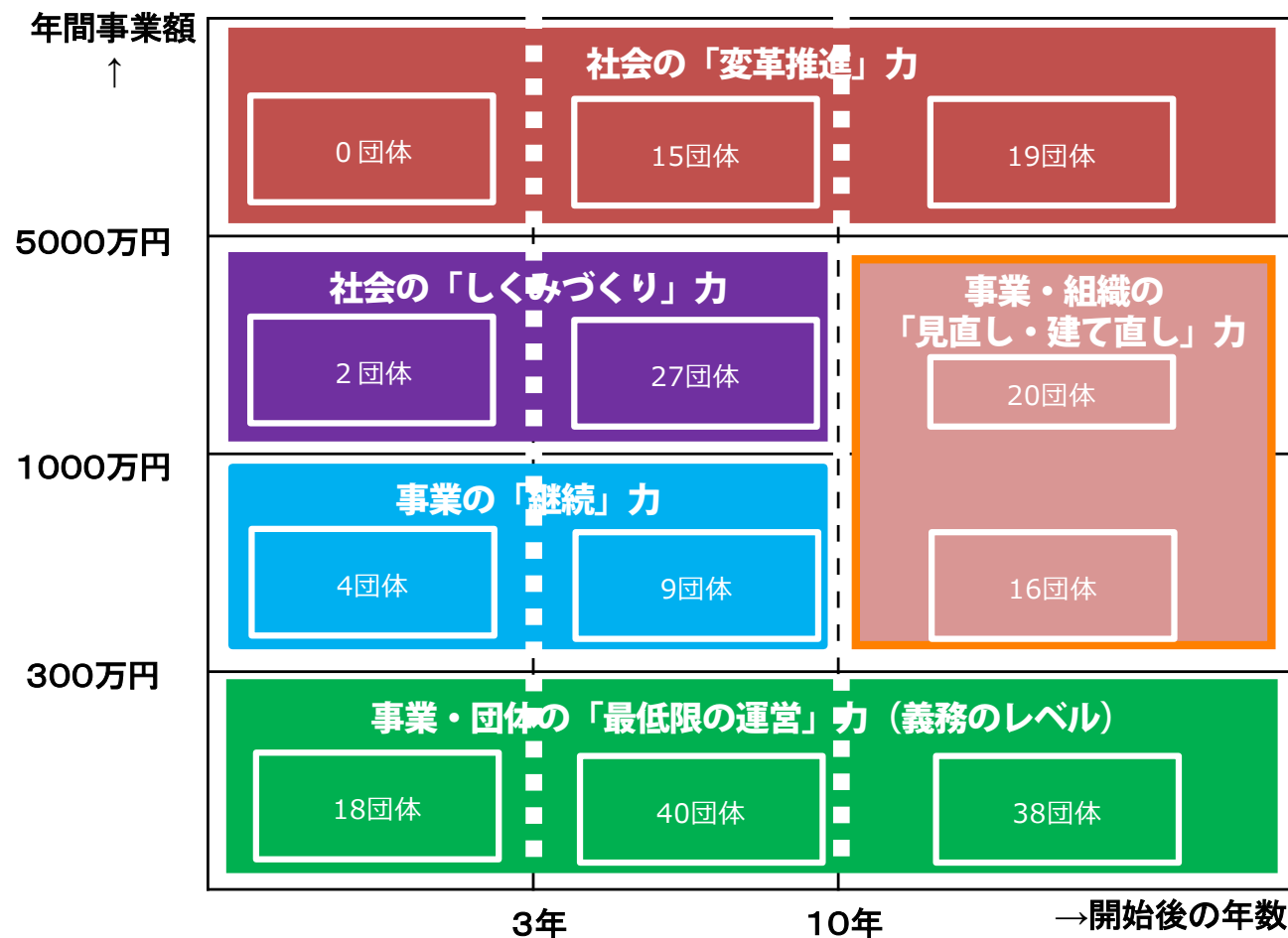
事業指定寄付  
①

### 管理費の寄付

事業指定寄付  
②

# <参考資料> NPO法人の事業規模の分布 公益信託を期待しているのは300-5000万の 「死の谷」の層だと考える

## 堺市に主たる事務所を置くNPO法人の事業規模



平成27年度決算の数字を通して、堺市に主たる事務所を置くNPO法人の半数近くは、年間の事業規模が300万円に満たない「立ち上げ期」にあるということ、また、「社会の変革推進力」を持つ、年間事業高が5,000万円を超える団体は20%に満たないことがわかる。それは言い換えると、堺市におけるNPO法人の半数近くは、「立ち上げ期」というその段階ゆえに、堺市の社会問題を解決するには力不足であること、また、「新しい公共」という観点から重要な「社会の変革推進力」を持つNPO法人は、堺市に置いて十分に育っていないということである。

また、「立ち上げ期」を通過した、年間事業高300万円以上～1,000万円未満の「自立期」に位置する約15%の団体は、事業の継続を果たすことが次の課題となっており、それをいかに年間事業高1,000万円以上～5,000万円未満の「発展期」に育てていくかが重要になる。

さらに、社会の「しくみづくり」力が問われる、年間事業高1,000万円以上～5,000万円未満の「発展期」に位置する団体は、全体の約4分の1を占めるが、それらがいかに早く、年間事業高5,000万円以上の「社会変革力」を持つ段階に移行できるかが、堺市の市民活動と、それによる地域課題解決において、肝要だといえるだろう。

## ⑤検討を通じての不明点や意見

1. 公益信託への理解促進
  - 土業、資産家、信託銀行など制度改正への理解促進（大阪では土業などと公益信託を強化するコミュニティの活性化のための勉強会など企画している）
2. 申請・提出書類の多さと複雑さへの懸念
  - 「子ども食堂」のような小規模な活動を念頭に置いた場合、迅速な準備と申請は困難ではないか（寄付者ニーズが顔の見える団体にニーズが有る）
  - オンライン申請の推進や、「誓約書」「承諾書」などの書面提出を極力減らし、オンラインチェックなどどれくらい対応されるのか？
3. 受託者の「経理的基礎」に関する要件への疑問
  - 個人が受託者になる場合に、様式第二号で定める財産・収入状況の調書が詳細すぎないか不安（子ども食堂など寄付者ニーズが顔の見える団体にニーズが有る）
  - 会計帳簿の提出・公表義務について、計算書類の基礎となる「信託帳簿（会計帳簿）」まで行政庁に提出するのが理解できるが、公表することが義務付けられている点について公益法人なみの公表する様子が不安。会計帳簿の提出・公表義務はなく、公益信託にのみこれを課すのは受託者に求め過ぎではないか？
4. 信託行為に定めるべき事項の多さと細かさへの懸念
  - 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合の基準や手続き、合議制の機関を置く場合の詳細な規定、利益相反行為に関する定めなどが、柔軟な運営を阻害しないか不安が残ります。今回のケースの団体の場合は対応できるイメージがつかない
  - 新しい公益信託制度がより多くの人々にとって利用しやすく、民間の公益活動を活性化させるという法の趣旨を実現するために、現場の実務に即した柔軟な制度設計になっているのか不安が強くなりました。ガイドラインの重要性もよく理解できました。
5. 関連法令の所轄庁への調整
  - ワンストップで対応できることはないか？（内閣府地域住宅団地再生事業では用途地域への特例、高さ制限hの特例など内閣府さんで、原則特例措置を周知なさっています）
  - 国税庁への寄付税制や遺贈寄付など制度が使われるから周知がなされると現場からは見えますが、国税庁とのコミュニケーションも気になります。

# 遺贈寄付との個人的比較

公益信託の普及には他の寄付の仕組みと比較した上で、寄付の選択肢が増えたというPRが必要だと感じています。内容は不動産なども含めたバージョンで表記しています。

| 観点        | ①遺贈寄付(一般論)                                | ②公益信託(新制度・現物信託)                                         | ③寄付せず自己管理                            |
|-----------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 制度枠組み     | 公益法人(財団・社団)、認定NPO、自治体へ寄附。負担付寄附で用途条件を付けられる | 新公益信託制度(2026年4月施行)。 <b>現物資産(不動産・文化財・山林等)も信託財産化可能</b>    | 個人所有のまま                              |
| 相続税上の扱い   | 特定の公益法人等に対する相続財産の寄附は非課税(申告期限内、現物寄附が要件)    | 特定公益信託への信託も非課税対象(現物寄託が可能に拡大)                            | 通常課税。固定資産税・相続税・維持費も自己負担              |
| 所有権の帰属    | 受け皿法人に移転。寄附者家族は原則関与しない                    | 信託財産として独立。受託者(信託会社)が管理・処分。寄附者の意向は信託目的・条項で拘束力を持つ         | 家族に帰属。共有化・分割相続で管理責任が分散               |
| 文化財の取扱い   | 所有者が法人に移転。文化財保護法の届出・修理義務は法人に              | 所有権は信託財産。受託者が所有者となり、文化財の届出・修理・報告義務を履行                   | 個人(家族)が所有者。修理・報告も全て担う                |
| 山林・農地の取扱い | 山林:法人が所有者に。必要なら森林経営管理制度へ農地:農地法許可を経て移転     | 山林・農地も信託化可能。ただし農地は農業委員会許可が必要。受託者が管理者                    | 所有者としての管理責任を家族が直接負担                  |
| 維持管理費の手当  | 受け皿法人に資金余力が無ければ、寄附と同時に維持基金を寄附しないと負担大      | 信託行為で <b>管理・修繕資金(基金)を一体的に信託</b> できる。運用益を維持費に充当          | 修繕・保険・災害リスクは全て家計負担                   |
| ガバナンス・継続性 | 受入法人の理事会方針に依存。寄附者意向は弱まりがち                 | 信託目的に「壊さず・地域活用・教育分野」を明文化。受託者の受託責任で継続性担保                 | 家族が自由に決定できるが、将来の意見不一致や放置リスク          |
| 地域活用の実現性  | 受け皿法人が地域連携できるかに依存                         | 信託目的に「地域活性化拠点化」を盛り込み、NPO等を <b>利用者として信託契約で位置づけ可能</b>     | 家族がNPOと直接契約(貸与など)。調整力・契約管理が必要        |
| メリット      | 相続税非課税／運営を法人に一任できる／地域に早期還元                | <b>寄附者の意向を制度的に固定化できる／現物のまま信託できる／資金も組込み可能／透明性・永続性が高い</b> | 家族が自由に利用／柔軟性が高い                      |
| デメリット     | 受け皿法人が管理負担に耐えられないリスク／寄附後は家族の関与が弱い         | 設計・初期コスト(信託契約、受託者報酬)が大きい／制度施行(2026年)までタイムラグ             | 費用・申請負担が家族に集中／空家法・文化財法等のリスク／相続後世代に重荷 |